

むつ市議会第199回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成21年3月13日(金曜日)午前10時開議

諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 1番 鎌田 ちよ子 議員

(2) 17番 半田 義秋 議員

(3) 23番 浅利 竹二郎 議員

(4) 4番 目時 睦男 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	鎌田 ちよ子	2番	澤藤 一雄
3番	新谷 泰造	4番	目時 睦男
5番	工藤 孝夫	6番	横垣 成年
7番	野呂 泰喜	8番	川端 一義
9番	白井 二郎	10番	岡崎 健吾
11番	千賀 武由	12番	山本 留義
13番	馬場 重利	14番	佐々木 隆徳
15番	富岡 修	16番	菊池 広志
17番	半田 義秋	19番	山崎 隆一
20番	川端 澄男	21番	中村 正志
22番	村川 壽司	23番	浅利 竹二郎
24番	新谷 功	25番	斉藤 孝昭
26番	富岡 幸夫	27番	村中 徹也

欠席議員（1人）

18番	高田 正俊
-----	-------

説明のため出席した者

市長	宮下 順一郎	副市長	野戸谷 秀樹
教員	山本文三	教育長	牧野 正藏
公営企業 管理業者	遠藤 雪夫	代査委員	小川 照久
選挙管理 委員	佐々木 鉄郎	農委 委員	立花 順一
総務部長	新谷 加水	総務部 総務課	齋藤 秀人
総務部 総務課	岩崎 金蔵	総務部 総務課	工藤 正明
企画部長	阿部 昇	企画部	近原 芳栄
民生部長	佐藤 吉男	保健福祉 部	吉田 市夫
保健福祉 部	佐々木 順	経済部長	櫛引 恒久

建設部長	太田信輝	選挙管理委員会事務局長	大芦清重
監査委員局長	齋藤純	教育部長	佐藤節雄
教委事務局員局長	高明	公企業局長	佐藤純一
市民館長	新谷正幸	民生活環境部副課長	清藤巡一
総務課長	佐々木秋雄	経済産業部副課長	中嶋達朗
保健推進課長	手間本富士雄	建設部副課長	布施恒夫
建設用地課長	吉田薫	教委事務局副市長	成田晴光
農務局長	花山俊春	総務課長	工藤初男
総政経課長	伊藤道郎	保福課長	岩崎若男
企画課長	笠井哲哉	建設部副課長	齊藤鐘司
経済産課長	鏡谷晃	民環課長	東雄二
建設課長	松尾秀一	総務課長	吉田真
総務課長	澁田剛		

事務局職員出席者

事務局長	河野健二	次長	工藤昌志
総括主幹	山崎幸悦	総括主幹	柳田

議事係査 石 田 隆 司

議事係事 井 戸 向 秀 明

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

けさほど市長から、今定例会に提出されております議案等の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配布しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより鎌田ちよ子議員、半田義秋議員、浅利竹二郎議員、目時睦男議員、野呂泰喜議員、工藤孝夫議員、澤藤一雄議員、新谷泰造議員、横垣成年議員、斉藤孝昭議員、新谷功議員の順となっております。

今日は、鎌田ちよ子議員、半田義秋議員、浅利竹二郎議員、目時睦男議員の一般質問を行います。

鎌田ちよ子議員

○議長（村中徹也） まず、鎌田ちよ子議員の登壇

を求めます。1番鎌田ちよ子議員。

（1番 鎌田ちよ子議員登壇）

○1番（鎌田ちよ子） おはようございます。1番、公明党の鎌田ちよ子です。平成21年3月定例会に当たり市長並びに関係理事者の皆様にご質問いたします。

宮下市長におかれましては、市長就任以来、身を削り、寸暇を惜しみ、市民の安心安全、市民生活の向上にご尽力され、深く敬意を表します。

市制施行50周年、合併5周年を迎える本年、地域住民の幸せを第一にとの観点に立ち、心新たにむつ市発展のため負託にこたえてまいりたいと決意しております。

それでは、通告に従い質問に入ります。明快かつ具体的なご答弁、よろしく願いいたします。

質問の1は、市民に優しいまちづくりについてであります。障害者、高齢者、妊婦さんが利用しやすい公共施設駐車場についてお伺いいたします。歩行困難者の自動車利用の便宜を図るため、車いす対応駐車スペースに一般駐車場と区別する身体障害者マークの標識が設置されています。現在内部障害者が障害者用駐車スペースを利用する場合、障害が見えないため、健常者と間違われ断られる、また非難の目で見られるなど不利益を受けることがあります。市役所を初めとする関連施設の障害者用駐車スペースを可能な限り余裕を持たせ、体力が弱まっている高齢者、そして妊婦さんも利用可能にさせていただきたく、案内板には身体障害者マークに内部障害者ハートプラスマーク、妊婦さん、マタニティマークを表示追加し、心ある対応で市民に優しいまちづくりを願いご所見をお伺いいたします。

質問の2は、市民が安心して暮らせるまちづくりです。1、無保険の子供たちの医療費支援についてお伺いいたします。国民健康保険の制度において病気や失業など、特別な事情がある場合や支

払い能力がない場合は、その生活状況に応じた納付相談で分割納付や徴収猶予を行い、ケースによっては生活保護の申請を支援しています。しかし、そうした事情がないにもかかわらず、世帯主が保険料を1年以上滞納した場合には、保険料と引きかえに資格証明書が交付され、世帯に属する家族全員が医療機関の窓口で医療費を全額自己負担し、後に申請により保険給付分の7割、または8割が払い戻される制度となっています。

昨年9月15日現在、県内の資格証明書交付は4,240世帯、中学生以下の子供の数は787人でした。資格証明書交付の方から窓口での経済負担が大きいのので受診を控えているという声が寄せられています。特に子供さんは保険料の滞納に何の責任もなく、必要な医療は確保されなければなりません。

ところで、ようやく切実な願いが国に届き、本年4月より中学生以下に短期保険証6カ月の交付が決定になりました。本市の現状についてお伺いいたします。

次に、肺炎球菌ワクチンの公費助成についてお伺いいたします。高齢者は、肺炎を起こしやすく、起こすと重症化しやすいため、高齢者の死因の上位を占めています。肺炎にかかった方の半数近くは、その原因が肺炎球菌であり、肺炎球菌ワクチンの予防接種の有効性が見直されています。しかし、残念ながら余り周知されていないことと、保険適用外のため、医療機関で差があり、6,000円から9,000円程度かかり、負担が大きいと考えます。この接種は、生涯1回で効果は5年から10年近く持続すると実証され、日本においては主に新潟県、北海道など寒い地方の自治体が公費助成し、疾病予防対策を進め、国保の1人当たりの医療費削減を実現しています。

09年度、お隣の東通村で65歳以上の方を対象に肺炎球菌ワクチン半額4,000円助成を実施すると報道がされ、公費助成によって予防接種率が上

がれば発病や重篤化による入院、さらには死亡率を減らし、医療費削減になるとの村長さんのコメントがありました。昨年6月、むつ市議会第196回定例会での質問において、市長答弁で、平成18年度死亡者数646人のうち肺炎による死亡者数は69人、全体の10.7%、また平成12年から平成16年までの肺炎による死亡者数390人のうち70歳以上の方が360人で全体の92.3%を占めており、肺炎は高齢者の方が罹患しやすい病気で、その主なる原因菌が肺炎球菌と言われているとの答弁でありました。

そして、昨年秋から初冬にかけ60代後半の一家の柱である男性が続けて2人、風邪を引き、間もなく肺炎と診断され入院後亡くなるということが身近にあり、ご家族から状況を聞き、肺炎球菌ワクチンを接種していたら大事な命を失うことがなかったのにと本当に悔しく残念な思いをいたしました。

現在本市では医療再編が行われている最中で、病院から診療所になり、入院ベッド数も削減になります。このような現状から、大事な市民の命を守る保険医療の充実と医療費削減効果が実現可能となる肺炎球菌ワクチン接種公費助成について、市長の決断を強く願い、ご所見をお伺いいたします。

質問の3は、子育て支援についてであります。放課後児童の支援対策についてお伺いいたします。全国の放課後児童クラブの待機児童数の推移が厚生労働省育成環境課より発表になりました。平成20年5月1日現在、クラブ数は1万7,583カ所、登録児童数は79万人となっており、平成10年度と比較するとクラブ数は約7,000カ所、児童数は約40万人と倍となっております。また、クラブを利用できなかった児童数、待機児童数は1万4,029人、平成14年度の約2.4倍となり、年々増加傾向にあります。

近年共稼ぎ家庭、母子、父子家庭など核家族化が進み、子供の小学校入学は保護者にとって仕事と子育ての両立に悩まされる時期となり、今では小1の壁とも言われています。少子化の影響で周りに遊べるお友達がいない、1人で外出する、留守番をさせるのは昨今の世情では心配だという声が多くなり、国でもこのような事態を打開すべく新たな方向性を示しています。本市における放課後児童支援について、地域のニーズにこたえておられるのでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

質問の4は、下水道行政についてであります。

1、河川環境保全についてお伺いいたします。「ふるさと」、「めだかの学校」、「春の小川」と唱歌の歌詞の日本の原風景、身近にあったものが生活雑排水の水路流入により絶滅種と言われ、メダカが現実に見受けられなくなっています。むつ市議会第198回定例会での行政報告で民生部長は、河川等水質検査資料説明後の質疑において、小松野川、明神川におけるBODの数値が高い原因は生活雑排水の流入である、これをとめるには合併浄化槽設置を進め、水質浄化していくしかないと言われました。

ところで、水の汚れの度合いを示す指標BODとは生物化学的酸素要求量のことですが、生活排水は1人1日約40グラム出していると言われております。年間では14.6キログラムになり、1人1日BOD40グラムの汚れをきれいするには、普通水に溶けている酸素の量は1リットル当たり約10ミリグラムと言われ、BOD40グラムの汚れを分解するためには40グラムの酸素を使い、これを1リットル当たり約10ミリグラムの酸素が溶けている普通の水に置きかえると約4,000リットル、4キログラムの水が必要になる計算になり、1年では1,460キログラム、200リットルのドラム缶で7,300本、このように生活雑排水の汚れはすさまじいものがあります。汚濁防止と水質浄化を行い、

水環境の改善を進めることは、大気や土壌の汚染防止と同じく自然共生、循環型社会の形成に喫緊の課題であります。

三沢市では、下水道や農業集落排水施設、浄化槽の整備を進め、市内を流れる河川では急速に水質の改善が図られ、三沢川に平成10年ごろから一時姿を消していたサケが狙上するようになりました。本市におきましても、財政を見据えてしっかりとした計画のもと、水環境整備に取り組まなければなりません。

下北の夏の一大イベントである田名部まつりには、県内外の皆様がお越しになります。田名部川を動植物が呼吸できる環境に、さわやかな風が流れ、ホタルが川面を飛び交う原風景を一日も早く取り戻し、良好な環境を次世代へつなげる施策、河川環境保全についてご所見をお伺いいたします。

次に、下水道事業についてお伺いいたします。都市基盤整備で最も重要なものの中に下水道が挙げられ、健康で快適な生活環境、河川の水質保全、都市型水害から私たちの生活を守る浸水対策など、下水道は多面的な役割を担っています。

ところで、下水道事業を支える財源についてありますが、下水道事業は施設の建設や維持管理に多額の事業費を要し、外部からの資金は国庫補助金と企業債などを充て、また内部資金としては受益者負担金としています。それは、汚水処理だけでなく雨水処理も同時に行うため、雨水は公費、汚水は私費との名目のもと、雨水処理のためとして税金を充ててきました。さらに、下水管の清掃業務、処理場の水処理費用、処理場で発生する汚泥処分費用など、明らかに水道事業より多くの経費がかかっていると思います。1立方メートル当たりのコスト比較で水道給付原価に比べて下水道料金の原価は幾らになるのでしょうか。下水道事業継続による処理施設や管路施設など、下水道関

連の老朽化に伴う改修、補修、新設工事が余儀なくされ、その結果多額の費用を要し、さらに心配なことは少子高齢化に伴う人口減少で年々加入者が減ってしまい、税金としての補てんがふえ続けていくのではないかと大変危惧しています。下水道事業についてご所見をお伺いいたします。

以上、4項目について質問させていただきました。簡潔明瞭、前向きなご答弁をお願いし、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、市民に優しいまちづくりについてのご質問の第1点目、公共施設駐車場整備についてであります。市役所を初め市の各公共施設には、障害をお持ちの方々に快適にご利用いただけるよう身体障害者専用駐車スペースを設けてございますが、そのスペースについては、駐車場の大きさから十分確保できない施設もありますので、場合によっては利用者の皆様にご不便をおかけしていることもあろうかと思えます。ご指摘をいただきながら、できる限り十分なスペースを確保するよう努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、表示マークについてであります。障害者専用スペースには、一般駐車スペースとわかりやすく区別するため車いすを模した障害者マークを表示しております。これは、障害者のための国際シンボルマークであり、車いす利用者の便宜を図ることはもちろん、すべての障害者を対象としているものと認識しております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、高齢者や内部障害の方が誤解を受け、利用しにくい状況が生じている場合もあるようでありますので、冬期間の積雪等のことも勘案しながら、市民の皆様が安心して利用でき

るわかりやすい表示や案内板の設置を検討してまいります。

また、障害者用駐車スペースの利用につきまして、市政だよりやホームページを通じて市民の皆様にもご協力を呼びかけ、障害のある人への配慮はもとより、だれもが安心して暮らすことができる安全安心なまちづくりの視点に立って思いやりのある優しいまちづくりを進めてまいりたいと存じますので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、市民が安心して暮らせるまちづくりについての第1点目、無保険の子供たちの医療費支援についてのご質問にお答えいたします。平成21年3月1日現在、本市の国保資格証明書交付世帯は236世帯で、このうち中学生以下の子供がいる世帯数は17世帯、対象者は22人であります。鎌田議員ご指摘のとおり、国民健康保険法の規定により特別な事情がないにもかかわらず国保税を1年以上滞納した場合には、被保険者証を返還させ、資格証明書を交付することとされておりますが、資格証明書が交付された世帯は、医療機関の窓口で医療費の全額を一時支払うことになるため、受診控えを招くおそれがあることから、この運用につきましては一律機械的に行うことなく、滞納者との面談の機会をつくり、所得状況等に応じたきめ細やかな対応に努めております。

特に中学生以下の子供につきましては慎重な配慮が必要なことから、昨年10月から納税相談とあわせ、有効期間3カ月の被保険者証の交付を実施しております。その後昨年12月に子供の医療の確保のため、資格証明書交付世帯に属する中学生以下の子供に対し、有効期間6カ月の被保険者証を交付するとして国民健康保険法の一部を改正する法律が公布され、本年4月から施行されることとなっております。本市におきましても、改正法の内容に沿って事務を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、肺炎球菌ワクチン公費助成についてであります。市では老人保健事業として疾病の予防、早期発見、早期治療のための基本健康診査や各種がん検診、インフルエンザ予防接種のほか、健康教室や介護予防教室、健康づくり講演会などを実施して、高齢者の健康対策に努めているところでございますが、鎌田議員ご指摘のとおり、肺炎球菌ワクチンの予防接種に対する助成については実施していない現状となっております。

確かに肺炎による死亡者の割合は高く、死亡者全体の約1割を占めるうえ、その92%を高齢者が占めるという状況にありますので、各自治体においては肺炎による医療費よりも予防接種費用が経費的には安価であることなどから、高齢者を対象として肺炎球菌ワクチンの接種費用を助成する自治体がふえているようです。

県内においては、平成19年度から外ヶ浜町が実施しており、来年度からは東通村が実施するようであります。しかし、厚生労働省の予防接種に関する検討会での中間報告によりますと、肺炎球菌ワクチンの予防接種法の位置づけについての検討は、我が国において有効性、安全性、費用対効果等の研究を進め、さらに知見を収集することが前提となると報告されておまして、このワクチンの接種を全面的に推進する段階には至っていないのが実情であります。

我が国においては、健康保険の適用がされないため、全額自己負担であることやワクチンそのものの認知度が低いために、接種率は極めて低率となっております。

こうした中ではあります。世界的に見ますと、肺炎の予防対策として本ワクチンの接種が主流となっている状況もありますので、肺炎球菌ワクチン接種の公費負担につきましては、国等の予防接種に関する動向について情報収集に努めるとともに、むつ下北医師会のご意見も参考とさせていただ

きながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、子育て支援についてのご質問にお答えいたします。放課後児童支援について、市の方向性を示せとのご質問であります。まず市の現状をご説明いたしたいと存じます。当市における放課後児童クラブは、通称なかよし会と呼ばれ、保護者が就労等により日中家庭にいない小学校に就学している3学年までの児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図るものであり、国の放課後児童健全育成事業により補助事業として実施しているものであります。

当市では、むつ地区8校、川内地区1校の計9校で実施、そのすべてが学校内に設置されておりますことから、下校時に交通事故や犯罪に巻き込まれる等の心配が少なく、またなかよし会の教室に入るときは「ただいま」、指導員からは「おかえり」の言葉が交わされ、第2の家庭として存在意義は高いものと認識いたしておりますし、保護者の方々からは大変喜ばれているところであります。

平成21年2月末現在、定員の合計は510人、指導員数は30人、預かっている児童数は447人となっております。なお、土曜日や夏季休業等の長期の休みにも対応することとしておりますが、日曜日や祝日、年末年始はお休みとしております。

また、指導員につきましては、子供たちが安心して生活できるような、そして適切な援助をするための専門性が必要となることから、保育士等の資格を持つ方以外には青森市での研修を2回受講することで児童厚生員の資格を取得していただいているところあります。

議員ご質問の市における放課後児童支援についての方向性についてであります。共働きやひとり親の増加、さらには就労形態の多様化等に対応

できるよう継続して事業の充実を図ってまいり所存であります。

また、放課後児童に対する支援として厚生労働省が所管いたします当該放課後児童クラブと文部科学省所管の放課後子ども教室があります。放課後子ども教室は、放課後児童クラブのような学校単位ではなく、子供の住んでいる小学校区の児童・生徒を対象に地域のボランティア等に協力を得て活動しております。国では、この2つの事業の連携を図る方向で、平成19年度から放課後子どもプラン推進事業を立ち上げ実施しているところがあります。また、その他の支援として平成21年度にファミリーサポートセンターの設置を予定しております。

以上、申し述べましたように、子供たちが放課後の時間を安心して過ごせるよう努力してまいりたいと思っておりますので、今後ともご協力を賜りたいと存じます。

次に、下水道行政についてのご質問にお答えいたします。まず、ご質問の第1点目、河川環境美化保全についてであります。鎌田議員お話しのとおり、市議会定例会における公害に関する行政報告の水質調査の結果、市内中心部を流れる準用河川明神川を含む一部河川で、生物化学的酸素要求量であるBODの値が環境基準の水域類型指定河川の基準値と比較して高目に推移しております。この原因は、生活雑排水の流入により河川水の中に有機物が多く含まれているためと考えられ、このような状況が続くことは決して好ましいことではないと認識しておるところであります。

生活雑排水対策としての実効性のある方法は、下水道の整備推進と合併浄化槽の普及によるハード面と河川の水質保全のための水辺環境に対する啓発活動のソフト面での両輪での取り組みが特に重要と考えております。このことから、市では県と共同で平成21年1月17日、下北文化会館におい

て第二田名部小学校の父兄と生徒30名で家庭から出る生活雑排水を極力減らすことを目的とした生活排水対策講習会を開催したところであります。講習会は、環境マイスターを講師に招いて、事前採取した田名部川の水の簡易水質試験による現状把握や家庭でできる生活排水対策、特に台所からの排水の汚れについて重点的に学習したものであり、わかりやすいと好評を得たところであります。このようなソフト面での取り組みは始まったばかりでございますが、川や海の水を汚さない一番の方法は、私たち自身が汚れた水をそのまま流さない生活を心がけることが大事であり、生活排水を出しているのは私たちとの意識を強くしながら、学校、町内会、各種団体等と協力し合い、今後いろいろな事例を参考にしながら推進してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、河川環境美化保全につきましては、鎌田議員と思いを同じくするところがありますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、2点目の下水道事業についてであります。市では健康で快適な生活を目指すため生活環境の改善や公共用水域の水質保全を目的として下水道の整備や浄化槽の推進を行い、環境型社会の構築に努力しているところであります。議員ご指摘のとおり、下水道事業は先行投資部分が必要な事業であり、むつ地区の1立方メートル当たりの処理原価は水道の給水原価である245円に比べ、下水道は分流式で汚水だけの処理ですが、処理原価は整備率が4.5%と低いため、1,585円の経費がかかっております。汚水処理につきましては、経済性のみで下水道の整備より浄化槽を設置することが合理的との考えもありますが、分散型処理施設である浄化槽より集中管理できる下水道に優位性が認められており、大規模地震にも対応した構造になっているなど浄化槽には果たし得ない機能を持っておりますので、市街地中心部は下水道で整備

し、家屋間の距離がある地域では浄化槽で整備すべきと考えております。

この浄化槽の整備につきましては、市町村整備推進事業などさまざまな事業が展開されておりますが、市では現在行っております個人設置型による浄化槽設置整備事業で推進してまいりたいと考えております。

一方、下水道整備は生活環境や明神川、田名部川などの河川環境にはなくてはならない公共事業であると認識しておりますが、接続されなければ下水道の機能を果たすことができませんし、維持管理原価も下がりませんので、今後も広報紙や戸別訪問などで協力をお願いしてまいりたいと考えております。

むつ地区の下水道整備は始まったばかりの事業であり、経費の節減に努力し、社会環境の変化を見きわめ整備しなければなりません。市の財政状況を考慮し、平成21年度から平成25年度までの5カ年の事業費を従来計画の約45%縮減し、整備のスピードを落としながらも進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） 市長におかれましては、丁寧なご答弁ありがとうございます。再質問と要望を申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず、質問の4の下水道についてであります。むつ市におきましては今後5カ年で45%台にスピードを落としとの答弁がありました。健全化法は2009年秋にまとまる自治体の08年度決算から適用されます。病院や下水道など公営企業の隠れ赤字を把握する連結実質赤字比率や実質公債費比率など、財政の悪化度をはかる4指標を設定、黄信号を意味し、外部監督などを義務づける早期健全化と破綻状態とみなし、事実上国の管理下に置く財政再生の2段階チェックで指標が一つでも基準に

抵触する自治体は2段階のいずれかに設定されません。

ところで、平成17年度の夕張市の下水道の普及率は28.3%、汚水処理費として3億3,000万円がかかっていました。使用料として回収できたのはわずか17.4%の5,820万円、差額の2億7,546万円は赤字でした。さらに問題なのは、わずか3割弱の市民が利用している下水道の汚水処理施設のために年間2億7,546万円の血税が補てんされてきたという事実です。そして、夕張市では財政再建計画により下水道使用料は7割近い増額となり、10立方メートル、従来は月当たり1,470円でしたが、平成19年度からは2,440円に増額されております。夕張市に限らず、自治体における下水道の経営は非常に厳しい状況です。生活排水を処理するシステムとして下水道と浄化槽があり、それぞれの特性を踏まえ、地域の状況に合わせて設置し、累積赤字を生み出すという明らかに無駄なものにとめる勇気が必要ではないでしょうか。

今下水道事業による借金が地方財政を圧迫している現状であり、さらに下水道計画区域内の整備済み浄化槽が下水道に接続され、公費や補助金の二重投資と指摘されている問題、さらに整備事業を進められ、税金という形で払い続けているものの、10年たっても20年たっても自分の家まで下水道が来ない、こんな事態が起きています。また、人口低密地域は人口減少が顕著であり、地域格差拡大が進む中で住民の経済力も弱体化していません。経済性の評価において、総額だけでなく負担者に最大限考慮した政策を進めることが重要であり、当然公共下水道事業は見直し、凍結の早期判断を要する課題であると認識いたします。

旧むつ市における工事完了地域の一般家庭及び事業者の加入状況、汚水処理費と使用料収入の差額不足額、回収率についてお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員の財政に対してのこの下水道事業の負担、夕張市の例を出されてるご説明をし、またご意見を述べられました。先ほど壇上でもお答えをいたしましたように、下水道とそして浄化槽、これをいかにミックスして、そしてまた鎌田議員冒頭でお話をいたしましたその環境を守るというふうな部分、こういうところもしっかりと視野に入れて事業を進めていかなければいけない。しかしながら、先ほどお話ししましたように平成21年度から平成25年度までの5カ年の事業費、従来計画の45%減、つまり55%、約半分に事業費を落とすということ、やはり起債の状況、赤字の状況、そういうのを見まして、身の丈に合った形の中で下水道事業を進めていかなければいけない。そしてまた、合併浄化槽とのベストミックス、これを考えてやっていかなければいけない。

この前ちょっと東京の知人とお話をしたときに、極論が出ました。例えば10世帯、20世帯のところは何億円もかけて下水道を引くべきなのかどうなのか、これがやはりちょっと、そこにはやはり合併浄化槽、連檐している市街地、住宅、商店、飲食店、そういうところがやはり非常に環境に対して、河川に対して負荷をかけているわけでございますので、その部分はしっかりと公共下水道の中で処理をしていただくというふうな2つの面でこれからの事業を進めていかなければいけない。しかしながら、基本には財政に対する影響もしっかりと見据えた中で進めていく覚悟でございます。

詳細につきましては、担当部長よりお答えいたします。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

旧むつ市の加入状況及び汚水処理費についての

ご質問でございますが、まず下水道の加入状況についてお答えいたします。むつ処理区の家屋使用形態ごとの加入状況、いわゆる接続状況は、平成20年4月1日現在で汚水処理区域内の家屋数は723戸で、そのうち253戸が接続しており、接続率は35%となっておりますが、その内訳はアパートなどを含めた住宅479戸のうち159戸が接続し、接続率は33%、事務所が93戸のうち47戸で接続率51%、店舗が91戸のうち30戸で接続率は33%、遊戯場や病院などその他が60戸のうち17戸で接続率は28%となっております。

次に、汚水処理費についてお答えいたします。平成19年度決算では、むつ処理区の浄化センター運転管理費など業務委託費と電気料及び職員の人件費などを含めた維持管理費の総額は9,095万8,000円となっております。これに対し下水道使用料収入の総額は4,709万4,000円となっており、差し引き4,386万4,000円の不足額となっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） ただいま担当部長より個別の加入状況の説明がありましたが、アパート、また店舗、病院、主に事業者が多いように感じました。個人の方の加入率が少ないように思います。

平成21年度予算編成方針依命通達において企画部長から、実質収支比率マイナス12.59%、県内で最も悪く、早期健全化団体の基準となる4つの指標は辛うじてクリアしたものの、非常事態であることは依然として変わらない状況との報告がありました。特別会計であります下水道事業については、大変厳しい経済情勢や財政状況であり、費用対効果の観点から事業範囲を検討し、先ほど市長からもお話しありましたように、合併浄化槽との併用、そしてPFI方式など、基本的、柔軟的な考えのもと刷新する時期と考えます。今後さら

に維持管理や改築更新による費用の増大により、下水道会計は一層逼迫すると予想されます。

ところで、国では第2次緊急経済対策として浄化槽整備区域促進事業を平成21年度から3年間実施しており、補助率が3分の1から2分の1にふえることに加え、地域活性化・生活対策臨時交付金を残りの2分の1に充てることのできるため、自治体の負担分がほとんどないに等しい好条件で浄化槽の設置を進めることを可能にしています。このことから全国の自治体では、浄化槽市町村整備推進事業を実施する自治体が多くなりました。県内では、大鰐町、十和田市が以前より実施しており、十和田市ではPFI方式を取り入れていると聞いています。十和田市のPFI導入に至った経過と現況について、また本市の今後の方向性について再度お伺いいたします。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

まず、十和田市が実施している浄化槽整備に係るPFI事業についてということでございますが、PFI事業につきましては、公共施設などの建設や維持管理、運営などの民間資金や経営能力を活用して事業を行うもので、国や地方公共団体が直接実施するよりも効率かつ効果的に公共サービスを提供できる事業コストの削減ができるものとされており、十和田市では、下水道事業認可区域以外など、将来下水道が整備される予定のない区域について、分散型処理施設である浄化槽での整備が経費がかからないこと、また市内の民間関連業者がまとめて会社を立ち上げるなど条件が整ったことから、浄化槽を新設される方を対象に平成19年度から市町村設置型浄化槽整備事業をPFI事業として実施しております。

事業の内容は、事業契約会社が浄化槽の設置工事を個人と契約し、設置した浄化槽については一定の価格で市が買い取ることとなっております。

個人の方が事業に参加される場合は、市に人槽別に分担金及び排除汚水量に応じて下水道と同額の使用料を支払うこととなっております。事業契約会社は個人が市に納めていただいた使用料で浄化槽の清掃や検査などの維持管理費を賄うというもので、現在の事業契約会社との契約期間は15年間としております。

事業の実施状況は、平成19年度実績で60件、平成20年度見込みで85件ということであり、また集落排水事業については平成22年度以降整備を浄化槽に転換していく計画であるということであり、当市でも財政状況を考慮し、先ほどお答えいたしましたとおり、家屋間の距離がある地域では現在行っております個人設置型による浄化槽設置整備事業で推進してまいりたいと考えており、PFI事業の導入は今のところ考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） 下水道行政についての私の要望です。私たちの生き方、仕事の取り組み方、生活の仕方によって、地球温暖化進行の加速化を弱めたり低減させることが可能です。浄化槽には多種類の微生物が無数にいて、生活排水中の汚濁成分を栄養にして成長、増殖し、結果として排水が浄化されます。このように浄化槽は地球の環境モデルであり、循環型社会において環境保全上健全な水環境の構築に大いに寄与することのできる個別分散型施設です。水環境の改善がおくれているのは、生活雑排水の未処理放流が大きな負荷割合となっているからです。浄化槽は低炭素化、循環型社会を踏まえた生活排水対策に大変有効であり、普及にかかる費用が安く済み、人口減少、高齢化の進展に対応しやすい施設であること、地震、洪水などの災害に遭っても分散独立して、被害が周辺に影響しにくい利点があります。

ところで、第8回ABA主催ふるさと自慢わが

まちCM大賞「温泉には入らない。」と題したむつ市の作品が準大賞に輝き、市制施行50周年に彩りを添えています。これまでも毎回見事な作品で私たちに夢と勇気を与えていただき、スタッフの皆様には心から感謝とお礼を申し上げます。この準大賞の「温泉には入らない。」コマーシャルは、「私は毎年むつ市を訪れる。けれども、ゆったりと温泉には入らない。おしまこ流しも踊らない。みそ貝焼きは食べれない。なぜなら私は渡り鳥だから。ここは安心して立ち寄れる鳥たちに優しいまちである。もちろん人にも」とのナレーションと、美しい下北むつ市の自然風景がマッチした感動の作品となっています。現在地球規模で取り組まれている循環型社会のまちづくり、市長におかれましては、7つの公約に果敢に取り組まれ、実績を積まれておりますが、もう一つ循環型社会のまちづくりをお願いいたします。

子育て支援について再質問いたします。放課後子ども教室事業、先ほど市長からもお話ありました。放課後児童健全育成事業、放課後子どもプラン事業と縦割りの行政の壁に阻まれ、事実上いまだ別々の事業となっております。働くお母さんの声を伺い、すべての小学生の児童に放課後何らかの声援が送られる体制づくり構築をお願いいたします。

昨年10月1日、八王子市に子どものしあわせ課が誕生しました。これは、昨年8月公募で集まった子供議員41人参加で子供の目線を大切に、その悩みの解決に取り組んでほしいと子どものしあわせ課をつくることの提案を受け、こども政策課からの名称変更で実現いたしました。子どものしあわせ課、その名を聞いただけで気持ちが高揚します。本市におきまして、本年こども議会開催が予定されています。小中一貫教育を進めており、こども議会は小学、中学生一緒のこども議会開催

にさせていただきたい。また、子育て支援につきましても、縦割りではなく横断的な連携でもう一步踏み込んだ検討をしていただきたい。

市長は、「こどもは地域のたからもの」と公約で果敢に取り組まれております。子供を慈しみ育てる施策をぜひこれからもお願いし、この子育て支援について再度ご所見をお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 子育て環境ということでのこれからの決意をというご趣旨だと思います。子育て世代を終わりましたけれども、今度はその子供たちが子育て世代に入ります。その意味からして、やはり常に私自身も、また議員各位もそれぞれの立場で子育て環境、子供たちをどのように育てていけばいいのか、そして行政が取り組む姿勢はどうなのかというふうなこと、さまざまなご提言が現在もあります。そういうことを総合的に勘案いたしまして、しっかりと「こどもは地域のたからもの」、これは皆さんと共有しているものであり、また国民もすべて共有している大きな考え方でございますので、より一層邁進していきたいと、このように思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

半田義秋議員

○議長（村中徹也） 次は、半田義秋議員の登壇を

求めます。17番半田義秋議員。

(17番 半田義秋議員登壇)

○17番(半田義秋) 新風クラブ所属、川内地区選出の半田義秋です。むつ市議会第199回定例会に臨み、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。宮下市長に対しては初めての一般質問でありますので、市長初め答弁者には私が納得いくご答弁を期待しております。

まず第1点目、定額給付金についてであります。今国会で定額給付金の支給が決定されました。参議院で否決され、衆議院での3分の2の議決で決定されたいわくつきの議案でありましたが、それ自体、いい悪いは別としまして、決定されたからには市として国にかわって市民6万5,000人に給付する義務が生じたわけであります。そこで、次の点について市長に質問いたします。

給付金の申請書受け付けの準備体制は万全なのかどうかです。皆さんは、既にご存じのとおり、同じ青森県の西目屋村では、全国一早く村民に支給したためテレビで放映され、すっかり有名になりました。また、十和田市では手続上のミスが発生し、これもまたテレビで放映されました。これからはいろいろなミスが全国的に多く発生すると私は思います。どうか我がむつ市にはミスがなく、滞りなく全市民に支給が終わるのを期待するものであります。定額給付金については、再質問において関連質問いたします。

2点目に入ります。雇用問題であります。アメリカのサブプライムローンから始まった世界的大不況により円高が進み、株価の下落がとまりません。日本もトヨタ自動車やソニーを初めいわゆる大手と言われる大企業が次々と派遣社員の契約の打ち切りや正規社員のリストラを行いました。そのため多くの人が働く場を失い、生活に困り果て、故郷へリターンしている人がたくさんおります。青森県でもそのための救済策として、平成21年

度当初予算に雇用のセーフティネットの充実ということで新たにふるさと雇用再生特別基金積立金として7億3,000万円、緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金として24億7,000万円など雇用対策のための予算を計上しました。当然市町村にもその実施分として配分されますが、市としてはどのような救済策をとるのか、また市独自の対策があるのか、あるとしたらどのようなものかお聞きしたいと思います。

3点目に入ります。私は、川内地区選出の議員でありますので、川内地区住民の生活基盤について3項目ほど質問させていただきます。

まず1項目め、水道施設の老朽化の対策はどうなっているのかであります。川内本町地区の水道施設は、築50年以上たっており、老朽化が激しく、安全、安心、安定した水がいつまで保てるのか不安であります。公営企業局としては水源の調査等はやっていると聞いておりますが、その後はどうなっているのか、工事はいつごろから始まるのかお答えください。

2項目め、国道338号の川内から脇野沢間、いわゆる下北西通り方面の道路が昔のままの道路幅で、小沢地区にバイパス道路があるというものの、桧川地区、宿野部地区、蛸崎地区の住居のある一般道路は道路幅が狭く、いつ交通事故が発生してもおかしくありません。特に宿野部地区は狭く、冬に雪が積もると車が交差することができなくなります。これまでも何回となく議会で一般質問されましたが、その対応策が示されませんでした。今改めて質問します。宿野部地区の道路の拡幅やバイパス道路の計画はあるのか、答弁願います。

3項目め、楡木団地の新改築の工事はいつごろから始まるのかであります。旧川内町では、合併前に楡木団地の新改築を始めました。しかし、その工事が全部終了する前に合併してしまい、いまだ半数の人が古いままの団地に取り残されてしま

いました。残された建物は老朽化が激しく、お金を取ってまでも貸せる代物ではありません。速急の新改築の工事を要望するものであります。

最後の質問に入ります。川内地区のふれあいスポーツパークについてであります。新年度の予算にふれあいスポーツパーク整備事業費として3,000万円予算を計上してありますが、それはどのような事業なのか。また、今後どのような施設を予定しているかお尋ねします。

また、2項目めとして立派なテニスコートをつくってくれたことはありがたいことなのですが、そのテニスコートにトイレや更衣室、照明施設がないのはなぜか。その理由をお聞かせください。

以上、4点について壇上よりの質問とさせていただきます。答弁によっては、納得いくまで再質問させていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 半田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点目、定額給付金についての定額給付金の申請受け付けの準備体制は万全かについてであります。定額給付金事業は、景気後退下での生活者の不安に対するため、家計への緊急支援とともに、地域での消費を拡大し、景気を下支える経済効果を有する事業として国において平成20年度第2次補正予算に盛り込まれた事業であり、平成21年1月27日に国会の審議を経て補正予算が成立し、3月4日に財源の裏づけとなる関連法案が成立し、定額給付金の支給が決定しております。市では、定額給付金の事業を円滑に実施するため、去る2月9日に保健福祉部内に定額給付金対策室を設置し、対策室長を含めて職員7名で構成し、うち4名については対策室で定額給付金に係る事務全般に専念しております。

まず、給付金支給基準日の平成21年2月1日に

おける住民基本台帳人口は6万5,060人、このうち18歳以下は1万1,469人、65歳以上は1万5,345人、19歳から64歳までは3万8,246人、外国人登録原票登録者については108人で、全世帯数は2万8,721世帯となっております。このことから、定額給付金支給者は外国人登録者と合わせますと6万5,168人となり、給付金の支給については19歳から64歳の3万8,345人に各1万2,000円で4億6,014万円、18歳以下の1万1,474人と65歳以上の1万5,349人に各2万円で5億3,646万円となり、給付の総額は9億9,660万円と見込まれます。

今後の支給事務の流れとしては、全世帯に申請書を発送し、申請を受け付けて給付するといった事務になります。

まず、3月16日に提出する予定の関連する補正予算についてご審議をいただき、ご承認されますと、申請書を発送する準備に取りかかりまして、3月末には簡易書留により全世帯に一括送付する予定であります。窓口の申請受け付け事務については、川内庁舎、大畑庁舎、脇野沢庁舎において、旧むつ地区につきましては本庁舎の窓口が混雑になることが予想されますので、中央公民館と下北文化会館で行い、4月3日から4月12日までの10日間は土曜日、日曜日も含めて夜7時まで窓口での申請受け付けをする予定であります。振り込みによる給付は、4月中旬から順次行う予定であります。現金給付については、事故等を避けるため、市から受け取り可能となる日をご通知申し上げてから受け取ってもらうこととなります。

定額給付金の事務につきましては、緊急事務であることから、当然職員には負担をかけることとなりますが、市民のご要望にこたえるべく全力で給付事務に取り組みたいと考えております。

次に、雇用問題についてのご質問にお答えいたします。不況による派遣社員の打ち切りやリストラされてUターンしている人々の救済策はとのご

質問でございますが、雇用情勢につきましては、昨年来製造業を中心に生産調整が進められた結果、派遣社員の雇いどめや新規採用の内定取り消しなどが全国的な広がりを見せ、100年来と言われる厳しい状況に置かれております。そのため、国においても各地域において新たな雇用機会を確保できるよう緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を実施し、事業に必要な基金を各県に配分することとしております。

事業の実施に当たっては、県から10割の補助率により事業費が交付されることから、市では本事業を積極的に活用することとし、平成21年度予算に提案してご審議をいただいているところであります。

新規雇用者の募集に当たっては、いずれの事業も原則的にハローワークを介して募集を行うことを要件にしており、契約打ち切りやリストラされてUターンされている方々はもちろんのこと、以前から地元での就労を希望している幅広い方々に対し雇用の機会を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次の、川内地区の生活基盤について、1点目の水道施設の老朽化の対策、これにつきましては、公営企業局からご答弁を申し上げます。

2点目の宿野部地区の道路の拡幅やバイパス道路の計画についてであります。西通り地区と市内中心部を結ぶ唯一の幹線道路である国道338号については、幅員が狭い区間や見通しの悪い箇所が多いため、以前から県に対し、これら区間の解消を要望してきているところであります。宿野部地区につきましては、地元の地区会及び議員各位の熱心な陳情の結果、平成19年度に県単事業での調査費が認められており、現道拡幅案や地区を迂回するバイパス案が調査検討されております。県では、この検討結果をもとに事業化へ向けての予備設計に入りたいとしておりましたが、厳しい財

政事情により予算の確保が困難な状況であると同っております。市といたしましては、平成21年度の下北総合開発期成同盟会の青森県に対する重点要望に盛り込んでおり、早期実現を図ってまいりたいと考えておりますので、ご協力とご理解を賜りたいと存じます。

3点目の川内楡木団地の新改築の工事はいつごろから始まるのかとのご質問にお答えいたします。川内楡木団地建設につきましては、平成15年度から平成19年度までの5カ年で60戸を建設する計画で、平成15年、平成16年度の2カ年で22戸が建設されております。平成17年3月の市町村合併後には新むつ市全体の市営住宅の活用方法と今後の住宅行政の方向性を定めるため、むつ市公営住宅ストック総合活用計画を策定することとし、この間建て替え事業につきましては一時休止いたしております。

平成18年度には、計画策定が完了し、この計画をもとに既存ストックの状況に応じて建て替え、改善、維持保全等市営住宅を総合的に活用していくこととしております。ストック活用計画の中において、川内楡木団地は早期に建て替え事業を再開すべき団地に位置づけられておりますが、平成20年度から再開された緑町団地建設と同時期に事業着手することは財政的にも困難であることや、一時休止期間中に高齢者単身の入居者が増加してきている等の社会状況の変化に対応するため、世帯ニーズに即した間取り等の見直しが必要になることから、平成22年度には川内楡木団地の基本計画を修正し、住宅建設の再開を期したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ふれあいスポーツパークにつきましては、教育委員会よりご答弁を申し上げます。

○議長（村中徹也） 公営企業管理者。

（遠藤雪夫公営企業管理者登壇）

○公営企業管理者（遠藤雪夫） 川内地区の生活基

盤についてのご質問の第1点目、水道施設の老朽化対策はについてお答えいたします。

川内地区の施設について申し述べますと、1つの上水道と7つの簡易水道が広範囲に点在し、それぞれ昭和27年から昭和40年台に建設されており、老朽化が進み、耐用年数も超えた施設が多く、新むつ市をともに建設していこうとしている地域住民に公平に、そして安全で安心できる水道水を安定的に供給するため、安全を期して施設の維持管理に努めておりますが、不安を持ちながら施設管理に当たっている職員の努力だけで安定的供給を継続することに限界を感じているのが実情であります。

このことから、昨年5月にむつ市水道ビジョンで整備計画を策定し、川内地区の上水道施設整備を初め川内地区及び脇野沢地区の簡易水道の上水道への統合、川内地区及び大畑地区の老朽管等の耐震管への布設がえ、さらにはむつ地区及び大畑地区の老朽施設設備の更新、集中監視設備の更新などを主な事業として、平成20年度から平成30年度までの11年間で約55億円という多額の投資をする計画となっております。そのうち約80%、43億円程度が川内地区を中心とした西通り地区の事業費としてむつ市長期総合計画の実施計画に組み入れられております。

新市の大規模水道施設整備で最も緊急度が高い川内地区の上水道整備に着手するため、旧むつ市の簡易水道の上水道への統合を1年繰り上げて平成19年度に終了させ、昨年の5月には川内地区水源開発調査業務委託を発注し、完了しております。しかしながら、水源となっている川内川主流の八木沢川の河川水が近年の森林伐採の影響もあり、雨天時には以前より濁度の上昇が速く、さらに回復も遅く、加えて耐用年数を超えている施設には河川の濁り対策がなされていないため、当初の計画では地下水を水源とするものでありましたが、

調査の結果、計画水量を大幅に下回ることが判明したことから、河川からの表流水の併用も選択肢の一つとし、計画の見直しを急いで進めているところであります。

水源開発調査業務委託の報告を踏まえて、昨年8月には西通り地区水道整備基本計画業務委託を平成21年3月19日までの委託期間で発注しており、年度内には事業着手に向けた計画が具体的に予定となっております。

現在の計画では、平成20年度は川内地区の水質調査及び基本計画、平成21年度は国に対する水道事業変更認可申請の作成業務、平成22年度は実施設計に入り、平成23年度から本格的な工事に着手し、平成24年度中に上水道施設整備完了、同年から順次簡易水道を上水道へ統合するものとしております。

しかしながら、最近本管からの漏水もたびたび見受けられますことから、一部の老朽管の布設がえについては計画の前倒しを検討し、平成22年度の着工に努めてまいりたいと考えておりますので、事業の推進に向け、議員各位のご支援とご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 半田議員のご質問にお答えいたします。

まず、ふれあいスポーツパークについてのご質問の第1点目、今後どのような施設を予定しているかについてであります。今年度は、ご承知のとおり砂入り人工芝のテニスコートを3面整備いたしました。平成21年度の新年度におきましては、残りの整備されていない部分、つまり野球場と今年度に整備をしましたテニスコートの間にある未利用地が景観上も好ましい状況でないことから、これを造成したいと考えております。造成に加えまして、その一部を芝張りとし、野球、ソフトボ

ール、サッカー、グラウンドゴルフなど多目的に利用できるスペースとして整備する予定であります。なお、芝生の根づく期間が必要でありますので、実際に活用できるのは平成22年度からと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目のテニスコート上にトイレ、更衣室、照明施設がないのはなぜかのご質問であります。トイレにつきましては、近くの野球場の施設の中のものをご利用いただくということになりますが、そこまでには若干の距離がありますので、テニスコートを利用する方々にはご不便をおかけすることになります。教育委員会といたしましても、テニスコートの近くにトイレ同様更衣室や倉庫なども設置しなければならないものと考えております。しかしながら、多額の工事費がかかることから、財政状況を見きわめながら、平成22年度以降の検討課題とさせていただきたいと存じます。

次に、照明設備についてであります。公式試合ができる本格的な照明設備となりますと、かなりの工事費がかかりますので、現状では難しいものと考えているところであります。しかし、利用者の利便性を考慮し、補助等のような形になりますが、現在川内中学校のテニスコートに設置されております照明設備を移設する方向で検討しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（半田義秋） それでは、定額給付金について再質問させていただきます。

今市長の答弁で支給方法は現金と振り込み、その本人の要望によって決まるということでした。それで、支給日は大体いつごろなのか。この前テレビの報道では4月の下旬ということになっておりますが、その支給日が大体いつごろになるのかお答え願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 支給日は、振り込みによる給付は4月中旬から順次行う予定であります。これもかなり手続上もっと早くできないのかと最初は下旬を考えておりました、事務的な流れから。全国的な流れの中で、これはやはり努力をして繰り上げて、早くお届けをしなければいけないというふうなことで、4月の中旬から順次行う予定であります。その前に簡易書留で各個人にお届けをしなければいけない。そしてまた振り込みも地区ごとに振り込みしますと非常に公平感が欠けてくるということで、一斉にやはり支給を始めなければいけない、そういうふうな部分をあわせまして、振り込みによる給付は4月中旬からということで今のところ予定をしております。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（半田義秋） 市長、この定額給付金は、いわばこの給付金を使って経済の活性化を図ってほしいと、この不景気ですので、いわば国策だと私は思っております。そこで、せっかく給付しても振り込みとなると、一たん銀行の預金通帳に入ってしまうわけですね。これを引き出すとなると大変です。そこで、全国的に今、そのお金をどうにか地元の商店で使ってもらえないかということで、各商工会、商工会議所でプレミアムつきの商品券を発行することになっております。3月5日現在で689の商工会、商工会議所でそれを今検討しております。今議会中のところは多数あるので、その議会の議決を経てまだまだこれはふえると思います。そこで、むつ市ではこの定額給付金をむつ市の経済の活性化の一助とするためにプレミアムつきの商品券を商工会でもし計画したら、それに対して助成する気があるのかないのか。もしあるとしたら、金額は大体どのくらいになるのかお答え願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 全国的にこの定額給付金を

どういふふうな形で地元の商店会、地元の消費に結びつけるかということがさまざまアイデアが今出されておるところであります。当市といたしましても、今半田議員お話しのように、約10億円近い金額、10億円というふうな非常に大きな金額が給付されるわけでございますので、それをできるだけ地元の消費に向けてもらいたいというのが私の気持ちでございます。その意味からして、商工会議所、商工会、むつ商工会議所及びむつ市川内町商工会、大畑町商工会の方々と、団体と調整しながら、この部分のプレミアム商品券事業、これについては十分考えております。

金額的にはどうなのかというふうなことでございますけれども、それぞれ商工会議所、商工会がどの程度の商品券を発行するのか、今具体的には協議を少しずつ進めております。商工会長さんであります半田議員も、それは重々ご承知だと思います。それは、商工会議所また商工会の方々と、団体と協議を進めてしっかりと対応していきたいと。

また、これまでのむつ商工会議所等が発行していた際に補助をしていた部分がありました。その部分よりもかさ上げをして補助をしていきたいと。やはりこの部分についてはしっかりと対応していきたいと、このように思っておりますので、ご協力とご理解をいただきたいと、こう思います。ご納得もいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（半田義秋） 市長、納得するためには、その助成金次第でありますね。これは、いわゆる国策でありますので、経済の活性化のために、とにかく国民の皆さん、このお金を使ってくださいということなのですね。でも、一たん通帳に入ってしまうと、よっぽど魅力がないとなかなか使ってくれません。そこで、青森市ではこの前テレビで1億円助成しますと。そうすると、11億円の商品

券が発行されますので、それが市内に回るということです。

私の聞くとところによりますと、東通村と大間町は2割のプレミアをつけると、結局1,000円の券を買って1,200円分物を買えるのです。これはかなりの魅力であります。私は会長をやっていますので、川内の商工会でも1回2割のプレミアをつけたことがあります。すぐ飛ぶように販売できました。でも今は1割をつけていますので、1回甘い汁を吸うと、なかなか完売するのにちょっと時間がかかりましたけれども、それでも完売いたしました。

そこで、やっぱり我々この前むつ市には3つの商工会議所、商工会がありますので、私もいろいろむつ商工会議所の会頭さんたちと話をしまして、やっぱり1割にしようかということで話し合いましたけれども、これはむつ市の助成金次第だなということだったのです。10億円の2割といえば2億円ですね。それに1割のプレミアをつけるとすると2,000万円なのです。それに、うちの商工会も商工会議所も、やはり負担はあるのです、結構。我々も80万円ぐらいは負担しています、その商品券を発行するのに。今青森県では、市長がおっしゃったとおり、30万円のそれに対する支給はするということで、それでも商工会では50万円以上の負担があります。でもこれは、会員が今100年に1度のこの不況で大変困っているのです。そこで市長に100年に1度の不況なのだから、100年に1度の経済救済策、これをぜひ私はやってもらいたい。そのためには、やっぱり大きな気持ちでどんと、これやってくださいと、そういう大きな気持ちを私は持ってほしいと思うのです。

確かに財政再建も、これはいいです。でも財政再建ばかりやっている、この100年に1度の不況で商店も住民もみんな死んでしまいます。例えば1年、2年はおくらせてもいいのではないです

か。ここでひとつ頼みます。どうですか、金額。ぼんと大きくやると言ってください。要望どおりますと、そんなに多く要望しませんから。どうですか、さっきの2,000万円。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 現在商工会議所と商工会、各団体と協議を進めております。その部分ではしっかりとご要望を、またご負担もあるわけがございますので、その部分のご負担をできるだけ少なくするための補助率をアップするというふうなことをお話しいたしました。そういうことで進めていきます。

100年に1度と、100年前がどうだったのかよくわかりませんが、また来年が100年に1度ということになるかも知れません。そういうことで、非常に景気が低迷していると。しかし、むつ市はまだそういう意味からして製造業の分野は非常に少のうございますので、その部分でまだまだ元気がいいと、各地区からお見えの方々からはよく言われております。その部分において、この給付金を地元で消費に向けてもらうような商工会議所、また商工会の方々のさまざまなアイデアをご提案していただければ、それに応じた対応はしっかりとらせていただきたいと思います、このように思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（半田義秋） わかりました。市長の英断を期待します。ただ、この定額給付金については、申請書には個人情報がかかり載るもので、保管はひとつ厳重に。

それに振り込め詐欺、やっぱり詐欺は全国どこかで出ると思いますので、ぜひこの詐欺にもご注意をするように市政だより等で注意を促してほしい、そう思います。

それでは、時間がないので、次ははしょっていきます。雇用問題であります。市長は、平成21年

度の施政方針で「安心して暮らせる毎日が基本」と力強く掲げておりますけれども、これは選挙の公約にもなっておりますね。就任してから1年半、期間は短いので、余り強くは問いませんが、就労の場、雇用の場の創出ができたのかどうか、ひとつその点お聞きします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 就労の場、雇用の場ができたのかというふうなこと、例えば新たな誘致企業、こういうものは今のところございません。しかしながら、昨年の秋の下北・むつ市経済産業会議の中でもご提言を受けた、こういうところをしっかりと踏まえて、そして新年度にはその芽出しの部分、つまり地域全体が企業誘致に対しての熱意、それから品質保証、そういうものを高めていくべきであるという思いで新年度予算の中にも芽出しの部分で予算を組ませて今ご審議をいただいているわけでございます。その部分で新年度に向かっては、その意気をますます高めて、市全体としてその熱意を我々は各企業に発信をしていかなければいけないと、そういうふうな思いでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（半田義秋） 確かに企業誘致は、これは大変です。市長、職員ばかりに罪をかぶせるわけにはいきません。我々議員も一丸となって、この企業誘致の場をつくりたいと、そのように思っております。

国では、今ある会社に雇用調整助成金制度を新たに作りました。これは、会社の経営が苦しくてもリストラせずに頑張っている会社に出す助成金であります。このように、国、県でもやっていますので、市でも経済的に大変でしょうけれども、こういう会社にやはりある程度の助成、これは国からもこのお金は来るはずですが、その制度を取り入れる予定はありますか。

○議長（村中徹也） 商工観光課長。

○経済部副理事商工観光課長（中嶋達朗） お答えいたします。

今議員おっしゃった雇用調整助成金ですけれども、これは市を経由するものではないものですから、公共職業安定所、ハローワーク、そちらとそれぞれの事業所ということになりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（半田義秋） むつ市では、若い人が働く場が本当に少ないのです。高校を卒業して地元に残りたいけれども働く場がないと、それでやむなく県外に就職する人が数多くいます。私も毎年川内高校の卒業式には出ます。アンケートを見ると、地元に残りたい、でも働く場がないから県外に行きますという人が大勢います。卒業式に出るたびに、本当に私は力のなさを感じます。若い人たちをむつ市に引きとめておくことができないこの力のなさを痛感するわけであります。市長も恐らく高校の卒業式に出ることが多いと思いますけれども、そのときどう思いますか、市長。市長はそういうことを思いませんでしたか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 非常に感じました。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（半田義秋） 市長、感じたら、我々議員は力がそんなにありません、でも市長はある程度力があります。それは市長だけの力ではどうにもならないのも重々承知していますので、ひとつ我々も一生懸命一丸となって、若い人の働く場を見つけようではありませんか。この問題については、午後から浅利議員とか、16日に工藤議員が質問しますので、私も仁義を切って、これ以上はもう言いません。

あと時間がないので、はしょって生活基盤に入ります。水道施設は、昭和27年建設されましたね。

川内地区約1,500世帯、人口として約4,000人に給水している施設であります。川内は、下水道は立派ですけれども上水道はだめだと、そう言われているので、とにかく安全安心の水を供給するために、平成22年度に計画して、平成23年度から始めるという答弁でしたけれども、ひとつなるべく早く、これは早くといったって、国からの認可も必要だろうし、ひとつ立派な施設をつくってほしいなど、そのように思っています。

市長、脇野沢方面に数多く行きますよね。そのたびにあの狭い道路をどう思いますか。これは、市長に言ってもしょうがない、これは県に要望して、県がうんと言わない限りはどうにもならないけれども、どうですか、建設部の人たちも一生懸命やっているのでしょうか、1回計画をして、また御破算になって工事がおくれるというのは、市長、ちょっと力不足ではないですか。あの道路は大変です。どうですか、市長、再度力強く県に要望することはできませんか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 御破算になったという表現がありまして、市長の力不足というふうなご指摘がございましたけれども、先ほど壇上でもご答弁申し上げましたように、県のほうの財政的な状況、これらがあって、平成19年度には県単事業での調査費が認められて、現道の拡幅をするのか、そしてまたバイパス、この案が調査検討されているわけでございます。その事業化に向けての予備設計、これに早く入るように、強くこれは下北総合開発期成同盟会、また市といたしましても県には強く働きかけていくという決意を先ほど述べさせていただきました。そのとおり、しっかりとあの部分は、頻りに脇野沢方面に行く際、宿野部地区、そしてまた脇野沢の入り口の七曲、ああいう部分は非常に私も強く認識をしておりますので、議会ともどもお力をいただきながら、県には強く働きか

けをしていきたいと、このように思います。

先ほど雇用の問題で、卒業式に出たときにどんな思いをしたのか、ただ私ぶっきらぼうにその部分、感じているということをお話し申し上げましたけれども、若い人たちが、高校を卒業した子供たちが名古屋方面とか東京方面、気持ちが非常にそちらのほうに向いているというところ、そういうところをぜひこのむつ下北に向けてもらうような形、これはやはりこの地域へ企業をまず呼んでくること、そしてまた地域が一丸となって、その品質保証をするというふうな形が若い人たちをこの場所に引きとめる大きな魅力につながってくると、このように考えております。

そしてまた、雇用の関係、ちょっと話を戻しますけれども、私が常にお話をさせていただいております「むつ市のうまいは日本一」、この部分で農業、水産業、その方々の生活の所得を上げていくということ、地元のもの食べて、地元の家計水準を上げていくということ、そこにまた一つの大きな魅力を感じて若い人たちが戻ってくると、そういう仕組みも考えているところであります。

昨年12月の段階で非正規社員、リストラの件、いっぱい報道されました。そのときにただちに私は漁協関係、農協関係、どういう受け皿があるのかということをお尋ねいたしました。本当に人数は少のうございます。しかしながら、その人数が少ない中でも受け入れるという体制ができているということは、我々大いに中央でそういうつらい目に遭っている若い人たちに発信をしていかなければいけない。そのためにもやはり農林水産業をしっかりとここで支えていくというのが行政の一つのあるべき姿であると、このように認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（半田義秋） 私も農業、漁業にUターン、リストラされた方が従事しているという話は聞いて

いますけれども、成功例は数少ないらしいです。10人来れば2人残ればいいほうと、そのくらいやはり生活、仕事が変われば厳しいのです。簡単にこっちに戻れ、戻れとは言うけれども、やはり仕事そのものがどだい違うのですから、なかなか定着して、その仕事をしてくれることは難しいけれども、それも一つの方法としては私も認めます。

それでは、楯木団地の件ですけれども、市長の新春の集い、この前行われましたけれども、その際市長は、緑町団地と楯木団地を増改築しますと大々的にうたったので、あそこへ行った川内の人たちは、あっ、楯木団地はやるのだと、ことしやるのだと私も勘違いしました。恐らく行った人は勘違いしたでしょう。ところが、聞いてみたら、その計画はまだないと。平成21年度に計画して、平成22年、平成23年に工事が始まるということを行ったからがっかりしました。まだ半数の方があそこに残っているのです。ひとつ早急に、確かに経済的に大変で、古い団地はまだほかにもあるのでしょうかけれども、なるべく早く着工してほしいなど、そのように思っております。これはさっき答弁いただいたのでよろしいです。

ふれあいスポーツパークのほうに入ります。そうすると、平成21年度に残りの未利用地ですか、芝を張って造成すると、そこにはいろんな運動施設をつくるということはわかりました。それで、あそこは野球場のすぐそばで、サブグラウンド的な要素も、当然面積はそのくらいあるのでしょうか。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 先ほども答弁申し上げましたが、テニスコートを除く未整備部分でございますけれども、全部で3.7ヘクタール、3万7,000平米ございまして、一応全部そのところを新年度に造成はしたいと、このように考えております。要するに平らにしたいと。そのうちの2万平米は

芝生化したいというふうなことでございまして、その芝生化のところは野球とかサッカー、あるいはまたグラウンドゴルフとかソフトボールも当然できるという形にしたいなと、こんなふうに考えております。

簡単に申しますと、のり代部分を除きまして大体横が最大限170メートルぐらいとれるだろうと、縦が100メートルぐらいとれるだろうと、こんなふうに見ていますので、十分にサッカーなり野球、要するに今正規の野球場があるわけでございますから、それと今のところ練習する場所がなかったわけでございますので、そこでウォーミングアップするなり、あるいはまたいろんな準備をするというふうなことでございます。要するに正規の形のバックネットというのはちょっと無理だと思いますけれども、野球場に対するサブ的なものとして利用していただけるものと、こんなふうに考えてございます。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（半田義秋） ネットはいいです。とにかく準備運動する程度はできるという話ですので、それで結構でございます。

それで、テニスコートのことなのですけども、あれは小中一貫校のために川内中学校のテニスコートを小学校の敷地にすると、そのために教育委員会のほうであそこにテニスコートをつくったということですけども、要するにクラブ活動の一环としてのテニスコートでもあるわけです、あそこは。それで、テニスは女の子がやりますので、そこに更衣室がない、しかもトイレもない、それからシャワー、シャワーまでは父兄はいいと言っていますけれども、本当はシャワーもあれば、夏の汗かいたときはいいのですけれども、シャワー室もない。それで、大会近くなると、夜7時、8時までやるそうです。それで照明器具もないと。今の答弁ですと、照明器具は今の川内中グラウン

ドにある照明を持ってくる、それはそれでいいでしょう。でもあそこは2面分です。今のテニスコートは3面ありますので、もう一基どうしても足りませんね。そこをひとつ何とかお願いしたいと思っています。

それで、トイレは野球場ですけども、300メートルもあるので、しかも夜遅くなるとあそこのトイレは閉まってしまうのです。女の子はやはりトイレを我慢するというのは大変ですので、早急に予算云々と言っていてはられません。早くトイレぐらいはつくってやらないと、男ならその辺……だけれども女の子ですから、やはりトイレ、更衣室、まさか汗かいたまま、テニスのあのウェア着たまま家に帰るわけにはいかないでしょう。やはり着がえしてから行くので、更衣室ぐらいは必要だと思うのですけれども、どうですか、早急につくれませんか。教育長、答弁願います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 教育委員会としても必要性は十分認識しているところでございます。先ほど教育長から答弁ございましたとおり、平成22年度以降に検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（半田義秋） そうすると、1年半も我慢しなければだめなわけですね。それは人間の生理的現象ですので、1年半もトイレがないというのは、私はどうかと思う。例えば簡易トイレでもいいではないですか、トイレができるまでは。更衣室も軽いプレハブでもつくって、そのぐらいやってください。余り遅くなると、また怒られますので、この辺でやめたいと思います。ひとつ私が今一般質問したことは数多くありましたけれども、納得いったところといかないところがあるけれども、ひとつよろしくお願いを申し上げまして、これで私の質問を終わりたいと思います。どうもありが

とうございました。

○議長（村中徹也） これで、半田義秋議員の質問を終わります。

昼食のため午後 1 時20分まで休憩いたします。

午後 零時 0 5 分 休憩

午後 1 時 2 0 分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

浅利竹二郎議員

○議長（村中徹也） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。23番浅利竹二郎議員。

（23番 浅利竹二郎議員登壇）

○23番（浅利竹二郎） むつ市政クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第199回定例会に際し一般質問をさせていただきますので、市長を初め理事者各位におかれましては、明快かつ具体的なご答弁をお願いいたします。

さて、平成21年度は市制施行50周年、合併5周年であるとともに、かなめであります市役所機能も移転するというあらゆる意味でむつ市にとっては節目の年であり、改革、前進の年でもあります。先般の市長施政方針にも随所に決意のほどが披瀝されておりますことはまことにご同慶の至りであります。特に現下の社会情勢にもマッチした雇用の創出、産業振興の促進を効果ならしめるための産業政策課の設置、グループ制導入等による効果的な、効率的な行政経営、組織機構改革への着手等大いに期待するところであります。

一般会計予算編成では、大湊の地域性に配慮した坂道対策の継続事業、新規には各分庁舎において住民ニーズへの迅速な対応が可能な地域振興費、母胎保護を目的にした妊婦の無料健診を5回から14回に拡充する妊婦委託健康診査費、その他

市長が自画自賛する限られた財源状況での攻めと手がたさのめり張りある予算が施されており、評価に値する編成であると考えます。

さて、目を転ずれば世界同時不況の風が吹き荒れ、企業の倒産、大幅な減益減収によるリストラ等雇用情勢が一段と悪化、国民生活の困窮、混乱ぶりはとどまるところを知らずの様相を呈しております。また、隣国北朝鮮が弾道ミサイルの発射を警告し、我が国の頭上越しにミサイルが飛び交うかという緊迫事態の中、中央政界では相変わらず国民不在の茶番劇に終始するさまを見て、何とも日本人の危機管理意識の希薄さに慄然とする思いがいたします。

北朝鮮にしてみれば、日が変わりメニューのごとく総理大臣が変わる日本は、危機感不在の烏合の衆くらいにしか認識していないのかもしれない。今そこにある危機にも無感覚な平和ぼけの日本人、情けないの一語に尽きるわけであります。しかしながら、ないものねだりをしたところで仕方のないこと、今は自分に課せられたむつ市議会議員としての使命を全うするため、市民生活に密着した喫緊の課題3点につき議会壇上より一般質問をさせていただきます。

質問の第1は、新型インフルエンザ対策についてであります。インフルエンザという言葉は、日常的には予防接種というイメージでとらえる程度の認識しかありません。しかしながら、政府はここ数年前から新型インフルエンザのパンデミック、感染症の世界的大流行のことを言いますけれども、パンデミックに対する警鐘を鳴らし続けるようになりました。さらに関係省庁対策会議も設置し、官民挙げての対策に取り組む姿勢を見せるに及んで、改めて新型インフルエンザというものについて確認、検証してみたいと考えます。

そもそも新型インフルエンザとはいかなる特徴を持ったウイルスであり、過去にパンデミックと

言われる世界大流行の発症実態があったのか、またなぜ今なのかについてお伺いいたします。

次に、厚生労働省を主管官庁に政府は新型インフルエンザ対策行動計画なるものを策定しているようではありますが、具体的にパンデミック時の被害想定、政府及び自治体の対応手順等につき、その概要をお伺いいたします。

次に、我がむつ市におきまして、パンデミック時の患者収容医療機関の受け入れ態勢はどのようになっているのでしょうか。特に医療機関を所有している海上自衛隊に対しての支援要請、協力要請等の要があると考えますが、そのことにつきましてもお伺いいたします。

次に、WHO、世界保健機構では、パンデミックは将来確実に起こり得る出来事であるとの認識があります。むつ市としては、今後どのような予防対策を講じていくのかお伺いいたします。

質問の第2は、雇用対策についてであります。100年ぶりの大不況と取りざたされ、全世界的な景気、経済の急落は世界のトヨタでさえその類から免れ得ることができませんでした。このような世界同時不況下にあって、むつ下北の地域経済はどのような影響を受けているのでありましようか、お伺いいたします。それらの影響下において、ようやく社会に飛び立つべき今春卒業の高校生の就職状況が懸念されます。内定取り消し等の報道も取りざたされる今日、むつ市の実情においてお伺いいたします。

また、高校新卒者の就職状況とは別に現在むつ下北地域で雇用の実態はどのような数値になっているのでありましようか。就職先の倒産による失業、リストラ、雇いどめ等によって職を失い、やむを得ず帰省せざるを得なかった就職難民の実態もあるように考えますので、むつ下北管内のハローワークでの有効求人倍率等についてお伺いいたします。

次に、政府の施策で補正予算による緊急雇用対策等の手当ても組まれるようであります。それらを受け、またむつ市独自に喫緊の雇用対策をどう考えているのか、そしてそれにつながる雇用機会の創出のための施策についてお伺いいたします。

質問の第3は、介護保険の諸問題についてであります。介護保険制度が制定されてから9年、紆余曲折を経ながら高齢化社会の中に定着し、重要性は論をまたないところであります。介護保険法では、3年ごとに制度の見直しを図るように規定されており、2009年はその年に当たっております。今回の改正では、介護判断基準が新方式で実施されることになっており、利用者からの聞き取り調査の段階で介護度の認定が大きく変更される可能性もあります。これらを踏まえ、介護判断基準の主な改正点についてお伺いいたします。

次に、在宅介護の実態について述べてみたいと考えます。少子化によって親子間の結びつきが希薄になり、老老夫婦が介護を補完し合うケースや中高年の年齢に達した子供が高齢の親を介護するケース等が一般的ですが、そのいずれのケースでも介護人そのものが病気を抱えていたり、高齢化で介護が困難になったり、最悪の場合、認認介護と言われる夫婦ともに認知症になっている実態があります。それでは、なぜ訪問介護等の在宅サービスを利用しないかということになりますが、幾らサービスを受けたにしろ、1日24時間の大半は家族のだれかが介護に携わることに変わりはないのでありますから、自らも老いた身で介護に携わざるを得ない者の窮状をうかがい知ることができます。

さて、それでは施設をお願いしたらという段になって、特別養護老人ホーム等介護保険施設への入所を希望したくても、どこもいっぱいだと、いつ入所できるのか確約できないというのが現状のようであります。高齢化率の上昇に伴い全国的に

も絶対数が不足している特養ホーム等介護保険施設への入所待機者の実態についてお伺いいたします。

次に、要介護4か5で過去1年間介護保険サービスを受けていない方を自宅で介護している家族に対し、家族介護慰労金5万円を支給する任意事業があります。一般的に考えて、要介護4か5の認定を受けている人が1年間介護保険サービスを受けずに過ごすことが現実として可能なのかどうか疑問の余地があります。よく頑張ったと検証すべきなのか、そこまで家族のみに介護を強いたことに行政として反省すべき点はないのか、判断の分かれるところであります。家族介護慰労金制度の実績についてお伺いいたします。もし過去数年において実績が皆無であるのであれば、この制度は実態にそぐわないと考えるべきではないでしょうか。そのことについてもお伺いいたします。

以上、大きくは3点につき市政壇上より質問させていただきました。細部につきましては、ご答弁をお聞きしたうえで再質問、要望をさせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、新型インフルエンザ対策についてのご質問の第1点目、新型インフルエンザの認識と過去の発症実態についてであります。新型インフルエンザウイルスとは、動物とりわけ鳥類のインフルエンザが人に感染し、人の体内でふえるように変化し、人から人へ効率よく感染できるようになるもので、このウイルスに感染して起こる疾患が新型インフルエンザです。新型インフルエンザウイルスは、いつ出現するのか予測できませんが、必ず発生すると言われております。人間界にとっては未知のウイルスで、人は免疫を持っていません

ので、容易に人から人へ感染して広がり、世界的大流行、いわゆるパンデミックを起こす可能性があります。

このような例として1918年に発生したスペインインフルエンザ、1957年のアジアインフルエンザ、1968年の香港インフルエンザがあります。スペインインフルエンザでは、世界の人口の25%から30%が罹患し、4,000万人が死亡したと推計されており、日本では2,300万人が罹患し、39万人が死亡したと記録されております。

鳥インフルエンザは、低病原性と高病原性があり、スペイン、アジア、香港インフルエンザは低病原性の鳥インフルエンザですが、近年東南アジアを中心に発症している鳥インフルエンザH5N1型は致死性の高い高病原性で、これが新型インフルエンザに変化するのではないかとわれております。

次に、第2点目、パンデミック時、いわゆる感染症の世界的大流行の政府及び自治体の対応についてであります。パンデミック時の日本国内での被害は、罹患者は人口の25%で、医療機関を受診する患者数は最大2,500万人、そのうち入院患者数が最大200万人、死亡者数が最大で64万人と想定されております。青森県内の被害は、患者数が最大約28万8,000人、そのうち入院患者数が最大約6,300人、死亡者数が最大約2,000人と想定されております。未曾有の被害をもたらす可能性がある新型インフルエンザ対策では、国や県、市、企業、家庭などの各主体がそれぞれの役割を十分に果たす必要があると考えております。

政府及び自治体の対応手順についての概要については、担当部長から説明をいたさせます。

次に、第3点目の医療機関を持つ自衛隊への支援要請についてであります。当市におけるパンデミック時の患者収容医療機関の受け入れ態勢はどのようになっているのか、特に医療機関を所有し

ている海上自衛隊に対しての支援要請、協力要請等の必要があるのではないかとのご質問であります。

市における新型インフルエンザの感染がパンデミックに至った際の患者収容医療機関の受け入れ態勢につきましては、県で策定した青森県新型インフルエンザ対策行動計画に基づき県内各地域の具体的な医療提供体制を定めるため、保健所が中心となり、県内各保健医療圏ごとに地域の中核病院、医師会、市町村、教育委員会、消防、警察等の関係機関で構成する新型インフルエンザ対策地域協議会が設置され、その協議会で体制が協議されているところでございます。当地域につきましては、当市を含む大間町、東通村、風間浦村及び佐井村で構成する下北地域新型インフルエンザ対策地域協議会で新型インフルエンザ医療相談センター及び外来の設置、感染症指定医療機関等以外の医療機関や公共施設等に入院させることができるように現在収容施設等について種々検討協議されております。

海上自衛隊に対する支援要請、協力要請等につきましては、国内で新型インフルエンザが発症いたしますと、国で内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び厚生労働大臣を副本部長、全大臣を本部員とする新型インフルエンザ対策本部が設置されます。あわせて各都道府県単位で知事をトップとする新型インフルエンザ対策本部が設置され、当市においても同様に設置されます。海上自衛隊のみならず、陸上及び航空自衛隊に係る支援及び協力要請等につきましては、国、県及び市が情報の共有化を図り、連携のもと、必要な措置の支援、協力要請が講じられることとなります。

現在自衛隊病院は新型インフルエンザ感染患者を取り扱うことができる第1種感染症病床等を保有しておらず、パンデミック初期においては自衛隊病院への患者受け入れを求めることはないと思

いますが、パンデミックの規模が大きくなり、一般病院の感染症病床で収容し切れなくなった際には通常病床、体育館、公民館等への収容もあり得るとされており、このような段階においては自衛隊病院の活用があり得るとされております。

一方で、自衛隊内での感染者数も相当予想されることから、能力の限界を踏まえたうえで可能な範囲で検討するとしております。今後自衛隊としての能力を維持する医療提供計画を考慮したうえで、関係省庁と全体の医療提供計画の中で自衛隊病院等をどのように位置づけるか協議されることとなっております。

次に、第4点目、今後の予防対策についてであります。今後の予防対策としては、新型インフルエンザ対策に関する正しい知識を得ることは発生時の適切な行動につながることから、新型インフルエンザに対する市民への普及啓発が重要と考えております。このため年度初めに毎戸配布しております健康カレンダーに今年度は1ページ全面を使い新型インフルエンザに関する情報や感染防止策、生活対策を載せて周知するほか、市政だよりやエフエムアジュールを活用して予防対策を図ってまいりたいと考えております。

また、全国保健所長会では市町村のマニュアル作成の手引きを5月ごろに公表する予定でありますので、それらを参考にしながら、新型インフルエンザ対策行動計画ガイドラインの策定に努めてまいりたいと考えております。

次に、雇用対策についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目、世界同時不況が及ぼす地域経済への影響についてであります。現在も続いている企業での大量解雇による雇用調整は輸出産業の不振に伴うもので、サブプライムローン問題に端を発した金融危機と資産価値の低下で、これまで経済を支えてきたアメリカ国内の消費が落ち込む一方、円高が進み、このため国内景気を

引っ張ってきた製造業、特に自動車や家電の輸出が振るわなくなり生産調整を余儀なくされ、これに関連して株価も低迷してしまったことによるものと認識いたしております。

むつ下北地域への影響ですが、下北郡、上北郡横浜町を含んだ「しもしん景況レポート」による昨年末の景況予想は、稼働最盛期が過ぎ、経済諸活動が縮小期に入り、年末の繁忙期が入るものの、個人消費は落ち込むとの見通しから、業況、売上高、収益ともに下降傾向で推移するとの見方を示してはいましたが、長引く消費低迷で卸小売業など流通業の売り上げ不振は深刻な状況にあるほか、燃料高騰で体力を消耗した運輸業、公共事業の削減で余力のなくなっている建設業など、この地域では引き続き厳しい状況が続いていると考えております。

ご質問の2点目、新卒者の就職状況についてと3点目、むつ下北の雇用実態については、担当部長にお答えさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

ご質問の4点目、むつ市の緊急雇用対策及び雇用創出のための施策についてであります。市独自の雇用対策として市民課窓口サービス専門員事業及び学芸員採用活用事業等により12人程度の雇用を計画いたしております。また、このほかに国で進めております緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業など雇用対策として活用できる事業は積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

ご質問の第3点目、介護保険の諸問題についてのご質問にお答えします。初めに、4月から新方式で実施される介護判断基準の主な改正についてであります。平成12年4月に導入された介護保険制度は、平成15年、平成18年の2度の改正を経て、制度開始から9年を経過し、現在に至っております。議員ご承知のとおり、平成21年度には要

介護認定の適正化を図るため制度の見直しが行われることとなっております。

要介護認定の流れを簡単にご説明いたしますと、被保険者からの申請の後、市から介護認定訪問調査員がご本人の調査にお伺いいたします。また、同時にご本人の状態について主治医から意見書をいただき、その意見書と訪問調査の結果から、コンピューターで1次判定を行います。次に、その1次判定結果が適正であるかどうか、医師、看護師、社会福祉士等介護に関する有識者で構成された介護認定審査会において審査、判定が行われ、要介護度が認定されるという流れになっております。今回の見直しは、その各流れの箇所において改正が行われております。

主な改正点としては、まず訪問調査員が行う調査項目が82項目から74項目となります。次に、コンピューターでの1次判定を行うための計算方法が実際の介護に要する時間を適切に反映できるよう見直しされます。また、これまで要支援2と要介護1の振り分けについては、認知症の有無等により審査会で協議されていたものですが、コンピューターによる1次判定で示されるように改正されます。

さらに、介護認定審査会におきましては、コンピューターによる1次判定を変更する際の指標が介護の手間について、医師の意見書及び訪問調査結果の記載内容から読み取れる場合に統一され、よりわかりやすいものとなります。このような改正により、実際の介護に要する手間をより正確に反映できるようになるのではないかと期待されます。

次に、特別養護老人ホーム等介護保険施設の入所待機者の実態についてであります。まず入所前の手続として、希望する介護施設への待機者として登録することが求められます。そのうえで各施設に設けられている入所判定委員会によって、

より緊急性の高い待機者から入所させていくという手順になっております。待機者の状況につきましては、ことしの2月1日現在の調査で126人で、昨年と比較すると13人の増加となっております。

次に、実情にそぐわぬ家族介護者慰労金の支給緩和についてであります。介護保険制度が開始された平成12年度に県の補助事業として開始され、平成18年度からは国・県の補助を受け、地域支援事業として継続されております。事業概要について申し上げますと、介護度4、5の重度者を居宅で介護し、介護保険サービスをほぼ1年間利用しなかった場合に市民税非課税世帯の介護者に対して5万円を支給するものです。議員ご指摘のとおり、平成19年度は実績がゼロであり、平成20年度につきましては、年度末を待たなければ判明いたしません。このように事業の利用度が低いことから、補助事業としては廃止の方向も考えられるものですが、この事業は低所得者対策でもあり、家族介護をしている方への応援という意味合いもあることから、現在規則の見直しを行っており、よりわかりやすく利用しやすくなる方向へ改定を図るべく検討中であり、したがって、改定後の実施状況を見定めて、そのうえで改めてこの事業について検討いたしたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 浅利議員のご質問の1点目、新型インフルエンザ対策について、市長答弁に補足説明させていただきます。

新型インフルエンザは、いまだ発症していないため、対策の有効性については不確定要素が多い現状にあります。国においてはパンデミック時には学校の臨時休校や不急の集会等の自粛要請、事業者に対する不急の業務の縮小要請、社会的弱者の支援、感染者の感染症指定医療機関等への入院措置等を計画しております。青森県においても、

昨年10月に県知事を本部長とする新型インフルエンザ対策推進本部を設置しており、パンデミック時には青森県新型インフルエンザ対策本部を設置するとともに、発症宣言を発表し、情報提供体制の強化、医療に必要な物資の確保と効果的な活用、相談、検査体制の強化、医療体制の強化、防疫体制の強化等を計画しております。

パンデミック時における市が担当する業務は、水道水の確保、生活物資の確保、在宅療養者、障害者、高齢者などの要援護者や外国人に対する支援、遺体の火埋葬及び安置、一般廃棄物の適正処理、新型インフルエンザに係る相談体制の構築などがあります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 雇用対策についての市長答弁に補足説明させていただきます。

ご質問の2点目、新卒者の就職状況についてですが、県内の高校を今春卒業する予定の生徒に対する県内企業の1月末時点での求人数は2,154人で、前年同月より128人、5.6%減少したものの、就職内定率では前年同月比0.9ポイント増の81.0%と公表されたところであります。

むつ市での新卒者就職状況は、むつ公共職業安定所によりますと、1月末の求人数は172人で、前年同月より39人、18.5%減少しているものの、就職内定率は生徒数の減少等もあり、前年同月比10.2ポイント増の74.7%と高い割合を示しております。現在の企業等の業績を見ますと、今後も予断を許さない状況にあると考えております。

ご質問の3点目、むつ下北地域の雇用実態と有効求人倍率についてですが、むつ公共職業安定所によりますと、12月の月間有効求人倍率は0.30で、同年同時期では0.03ポイント減少し、前月比では0.01ポイント減になっており、職を求め方々にとって依然厳しい状況にあると考えてお

ります。

雇用対策につきましては、今後も活用できる事業については積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。それでは、再質問、要望等に入らせていただきます。

まず、新型インフルエンザの危機が近々に迫っているということですが、パンデミックの前のプレパンデミックというその前の症状のことを言うらしいのですけれども、このプレパンデミック、パンデミックの今現在それに対するワクチンの備蓄状況、それがわかっていたらお知らせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） プレパンデミックワクチン、これは鳥インフルエンザウイルスのH5N1のその株を用いて製造されているということございまして、国においては今年度中に3,000万人の備蓄が完了する予定でありまして、平成21年度も1,000万人分の予算を計上しているというふうに伺っているところであります。青森県では、その部分においては抗インフルエンザウイルス薬タミフルを12万人分備蓄しており、今後タミフル及びリレンザという薬だそうなのですが、これを追加備蓄するというふうに伺っているところであります。

以上です。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） 今プレパンデミックのワクチン備蓄量が3,000万人分とか、来年はあと1,000万人分追加ということですが、もしパンデミックが起きた時点で、このプレパンデミックのワクチンというのは有効なものなものでしょ

うか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） その薬がパンデミック時に有効かということについては、医師との話から聞き及んでおりませんので、正確にお答えすることができません。申しわけございません。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） 新型インフルエンザに対処するそのワクチン、これは新型インフルエンザにかかった人からでないといつくないという話なので、それが国民に予防接種として行き渡るためには、幾らぐらいの時間かかるのでしょうか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 今のこの薬の中では、急な鳥インフルエンザに対応するためには、社会機能を管理するための重要人物分の薬の確保だけは国ではしているということございまして、今後その発生の状況の中でどのように、どれくらいの薬が必要になるかということについては、お答えすることができません。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） それでは、むつ総合病院を初めこの地区の医療機関いろいろあります。それと、私先ほどから自衛隊病院のことをお聞きしたのですけれども、やはり実働部隊といいますが、即戦力になるための部隊、自治体病院はそういう位置づけにあるのではないかと思いますけれども、自衛隊病院の支援能力というものは、具体的にどのようなものを期待しているのでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 仮にむつ市でパンデミックに至った際というのは、身近に自衛隊が存在しているわけですので、非常に心強いものもありますし、期待もしておるところであります。しかしな

がら、この部分において、自衛隊の隊内での感染者も当然あるわけでございます。その部分で自衛隊病院がただちに開放されて、そして一般市民、一般国民までということになるというふうなことは決してならない、このように私は考えているところであります。やはりそのうえでは、自衛隊としての能力を現在維持している、その医療提供計画、そういうふうなものがあるそうでございますので、それを考慮したうえで、どのようにその自衛隊病院等が位置づけられていくのかということとは、これから協議されることとなっておりますので、その協議を待ってさまざまなご意見を伺い、提案もし、その体制もし、万が一にその事態になった際にどのような対応策があるのかというふうなことを検討を重ねていきたいと。また、市民の皆さんにも周知徹底をしていきたいと。

しかしながら、この鳥インフルエンザが発生した場合、ただちにやはり隔離をしなければいけない。そういう隔離の場所、そしてまた病院に隔離してしまうと、また接触も出てくるわけでございますので、そういう形で隔離をする場所、そして治療する場所、そういうふうな一つの施設をしっかりとこれから検討をしていかなければいけない、そういう現在の状況でございます。ご理解をいただければと思います。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） 国では感染拡大を防止するために、発熱外来の整備を各自治体、機関等に求めていますけれども、むつ市では、この発熱外来の整備状況といたしますか、準備状況といたしますか、そういうのはどうなっているのでしょうか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） ただいまむつ市においては保健所が主催となってこの鳥インフルエンザ対策に関する救急搬送等の研修を行ってございます。発熱の場合については、救急医療窓口で

ございますむつ総合病院が窓口になって対応するものと考えられます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） そうしますと、パンデミック時の第一義的な窓口はむつ総合病院ということだと思うのですけれども、いずれにしろそれでは対応不可能だと思うのです。そういった場合に、このむつ市内の病院が発熱外来を積極的に設置するのか、そういうふうなことは保健所が調整しているということによろしいでしょうか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 防衛省内の新型インフルエンザ対応ということでございまして、自衛隊の中の行動計画では、インフルエンザが発症した場合にはただちに自衛隊の対応として、いわゆる海外から、今東南アジア等がいろいろ騒がれております、ヨーロッパでもそうですけれども、そういう災害時には自衛隊艦船等はただちにその現地へ赴いて日本人を救出するという対策が一番最初にとられているようでございます。

今浅利議員がご質問になったように、国内で発症した場合においては、体育館でも、例えば公の施設等でそういう収容しなければならぬ施設等が急に設置する場所として可能かと考えられます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） 新型インフルエンザの発症の危機は近いというWHOの警告もあります。我がむつ市におきましても、一般市民はもちろんでありますけれども、特に児童、それと高齢者等の社会的弱者等にも特に配慮していただきまして、被害を最小限に、もし発生の場合ですけれども、最小限にとどめていただくように要望しておきます。

次に、雇用対策についてでありますけれども、むつ市の経済状況、雇用状況が厳しいことは理解

できました。その中で、高校生の内定率が74.7%ということでありまして、これは一応高水準であるということで認識していいのかわかりませんが、この数字の基準が1月末ということでありまして、それ以降内定取り消しとかという情報は無いでしょうか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 先週末の時点で内定取り消しの報告はないと伺っております。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） それは、よかったということでしょう。

次に、市独自の緊急雇用対策としまして、市民課窓口のサービス専門員とか埋蔵文化学芸員採用活用事業ということでありましたけれども、国の施策であります緊急雇用対策、緊急雇用創出事業等について、概要をお知らせください。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 緊急雇用対策事業の具体的内容でございますが、まず緊急雇用創出事業は、おおむね6カ月未満の臨時的雇用を考えたもので、市で直接事業を実施することも外部への委託でもできるものであります。

また、ふるさと雇用再生特別基金事業は、1年間の雇用創出で市では直接事業実施することができず、外部への委託により行い、終了後の3年後も雇用を継続することが条件となっております。

むつ市での緊急雇用創出事業への取り組みは、5事業、事業費3,073万2,000円、延べ1,689人の雇用、ふるさと雇用再生特別基金事業では、4事業で事業費1,751万7,000円、10人の雇用を見込んでいるものであります。

このふるさと雇用再生特別基金事業は、年度途中でも申請が可能であることから、これからも情報収集、啓蒙に努めながら、雇用の創出に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） そうしますと、国の緊急雇用創出事業等につきましては、これからということでもありますけれども、まずこの募集の時期とか、あと選考要領といたしますが、希望者が多い場合の、そういうのはどういうようなくあいになっているのでしょうか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 先ほどの説明と一部重複する部分がございますが、基本的にこの雇用創出事業、2つともハローワークを通すことが原則となります。

それから、委託で実施する事業につきましては、委託先で募集、それから事業展開を図ることになると思います。ちなみに、委託事業のほうで予定しております林道、登山道美化事業、これについては6月ごろから9月ごろまで、それから森林景観形成事業につきましては8月から12月ごろまでを事業実施期間として予定しております。

なお、応募人数が多かった場合の対処でございます。これは委託先で基本的に判断される事項ではございますが、今回の雇用対策ということを踏まえまして、当初計画しております人数を若干上回って、総延べ人数は変わりなくしても、実人数を多くするといった手法も考えられると思います。これについては、それぞれの委託先と協議しながら進めてまいりたいと。

ただ、あと作業内容にもよりますので、どんな方でもということにはなかなかいかない部分もあると思います。それもあわせて委託先と協議しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

次に、平成21年度の予算で、将来にわたって雇用、いろいろ雇用創出等の予算は盛られておりま

すけれども、将来にわたって雇用創出の芽出しは何か、芽出し、これについてお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今ご審議をいただいております新年度予算で、将来にわたります雇用創出の芽出しというふうな部分のお尋ねでございますけれども、これは昨年の秋の下北・むつ市経済産業会議、これは25名の方々、産官学民という形で、各方面の方々から参画をいただきまして、その一つの提言書が議会のほうにもご報告をさせていただきましたように、完成をいたしました。

この会議の趣旨、これは下北地域、むつ市の共通する最大の課題であります雇用の創出、これについて意見を交換していただき、その具体的な対応策、短期的な部分、中長期的な対応策ということで、それに基づいて元気、そして活力のある下北、むつ市をつくっていかうというふうな形のご提言だったわけでございます。そして、予算の中では、その仕掛けづくりのために、芽出しをするための仕掛けづくりと、ただちにこの下北・むつ市経済産業会議の提言を受けて、そして新年度から企業が誘致されるとか、なかなか今はそういうふうな時代ではございません。そのための芽出しをするため、その仕掛けづくりをしていくための予算が新年度予算に計上されたところであります。そのためには何をしていくのかと、やはりそこは、例えば下北半島、むつ市をとらえての電力事業者と地元企業との連携を市がバックアップしていかうという形での、それを組織化するために地域企業連携強化事業という形、これを1つ考えておりますし、また地域の人材育成として、資格を取得するための支援、それから品質保証、そのための各関係機関との情報交換を行うべきであるというために、地域品質向上人材育成事業及び情報産業インターネットの活用を推進する検討会というふうなことで、さまざま各方面にわたってそ

の芽出しを促すために仕掛けづくりを新年度に予算で盛らせていただいたと。そのことによって、全国にその状況を発信して、このむつ下北地域が企業誘致に対して、また企業に対して、そしてまた人材を育成するについての熱意あふれる地域であるというふうなことをアピールすることによって、これが将来必ずや実がなるものと、このような確信を持っての予算での提出でございますので、ご理解をいただきたいと、このように思うところであります。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。要望させていただきます。

市独自の雇用を生み、国の緊急雇用創出事業等は、あくまでも短期雇用であり、つなぎであります。新年度予算における雇用創出の芽出しは、将来に結びつくものでなければなりません。新しく設置される産業政策課は、担当課として積極果敢な切り口で地域の産業振興、雇用創出の礎となってもらいたいと思います。決して形骸化し、沈没しないよう、担当職員の健闘に期待いたします。

次は、質問の3の介護保険の諸問題についてでありますけれども、介護判定基準の主な改正点につきましては、実際の介護に要する手間をより正確に反映するというところで理解をいたします。

そこでお尋ねいたします。介護判断基準が重度から中軽度に変更になった場合、家族の動揺等混乱が当然予想されますけれども、こういうふうな状況はいかがお考えでしょうか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

恐らくこの基準の改正によりまして、いわゆる調査項目が八十余項目から70項目に減っておりますので、その調査内容は大まかになってまいりますことから、5から4、4から3へというこれま

での判定された数値と違った数値が出る可能性がございます。しかしながら、あくまでもそれはその本人の現在の状況を把握するものであって、万が一このことによってサービスが低下するというふうなことがないように、ケアマネジャーと各施設等と相談しながら、サービスが低下しないように努めてまいりたいと考えております。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） この件につきましては、要望させていただきます。

なぜこういう質問をしたかといいますと、新聞に重度の寝たきり状況で全介助から自立、介助なしに軽減されるようなことが懸念されるということが載っておりましたので、蛇足ながら質問させてもらいました。

次に、老老介護の窮状につきましては、これも新聞、マスコミ報道等で介護疲れの末の惨状、悲劇が最近頻繁に報道されております。介護する男性の死亡リスクが女性とか家族が介護する場合に比べて、男性だけが奥さんを介護したような場合、死亡リスクが2倍だという調査結果が、これもまたマスコミ報道されておりますので、これは紹介ということでとどめておきたいと思えます。

次に、特別養護老人ホームの入所待機者が126名と先ほどご報告されました。ところが、現実はどうも少し多いような感じを受けるのですけれども、常にいっぱいだから入れないということで、待機の状態で待ち続ける人が結構見受けられるのです、私の身近に。高齢化が進む中、介護施設を整備して待機者の解消を図る必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 当然介護施設がふえれば保険料が値上げするわけでございます。例えば介護5の方が入所いたしますと、1カ月35万円ぐらいかかるの1割負担を本人が出しまして、

残りが介護保険料から支払われます。その12カ月。年間にいたしますと、1人約400万円くらいのお金がかかります。400万円のお金で30床ふやしますと1億2,000万円のお金が介護保険料の1万5,000人の65歳以上の方に振り分けられるわけでございます。国の基準では、この基準をベッド率、それから65歳以上の人口で割って3.5%を超えてはいけないというふうな基準がございます。むつ市はもうこの3.5%をはるかに超えております。今大畑地区に29床の老健施設ができましたけれども、これでも幾らか待機者を解消できたのではないかと考えているところでございます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） わかりました。この件については、要望させていただきます。

いずれにしましても、この高齢化社会の中で、やっぱり特養ホームとかこういうものはどんどんこれから必要になるわけです。これから利用者とかサービス提供者、保険者の三位それぞれが痛みを分け合いながら、超高齢者社会に対応していかなければならないと。老老介護、認認介護が社会現象化する現実を踏まえ、待機者解消に英知を絞っていただきたいと要望しておきます。

最後に実情にそぐわぬ家族介護慰労金の支給緩和についてでありますけれども、これは要望させていただきます。これは、先ほどご説明しましたとおり、低所得の方が自宅で介護4とか5の人を介護しながら一度も介護保険を使わないという人に対しての慰労金5万円ということになっているのですけれども、現実問題、先ほども言いましたとおり、介護保険を使わないでいるということは、その介護している人にかかなりの負担があるわけです。ですから、これが必ずしもいいことだと思いませんので、先ほどご説明ありましたとおり、使いやすい方向で検討するというのでありますから、何とかその方向でよろしくお願いしたいと

思います。

以上で質問を終わります。

○議長（村中徹也） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

午後 2 時 30 分まで暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 5 分 休憩

午後 2 時 3 0 分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

目時睦男議員

○議長（村中徹也） 次は、目時睦男議員の登壇を求めます。4 番目時睦男議員。

（ 4 番 目時睦男議員登壇 ）

○4 番（目時睦男） 無所属無会派の目時睦男であります。むつ市議会第199回定例会に当たり一般質問をいたします。

本年は、市制施行50周年、大畑、川内、脇野沢との合併5周年を迎え、我が市にとって節目の年ではありますが、アメリカのサブプライムローンに端を発した100年に1度と言われる世界同時大不況とはいえ、大企業がこれまでもうけた76兆円の内部留保利益金があり、4倍の株主配当をしながら大手自動車産業を初め中小零細企業に至るまで倒産、リストラ、派遣切り、採用内定取り消しなど、国民、市民の生活を脅かし続けています。現に私の知り合いが地元で働く仕事がなく愛知県に出稼ぎに行ったが雇用を打ち切られ、やむなく帰ってきたものの、日々の生活に不安を持ち続けている現実にあります。そして、そのような市民が多く存在していることも、これまた事実であります。まさに働き続け、生き続けることの大切さを痛感いたしますし、生きる権利を保障するのは憲法に示されているように、政治の責任であるこ

とを改めて痛感するところでもあり、記念すべき節目の年ではありますが、手放しで喜べないのが実感であります。

また、この時期、多くの若者が社会に巣立つ時期でもあります。相変わらず地元で働き場が少なく、親元を離れ、都会に出て働かざるを得ない状況が続いております。このような状況が続けば続くほど、ますます少子高齢化が進み、将来地域が衰退しかねないことを大いに懸念するところでもありまして、今後の市政発展の最大の課題は先人が築いてきた第1次産業を中心とした地場産業の振興、拡大、定着であることを強く痛感するものであります。それは、雇用が生まれ、拡大し、少子高齢化に歯どめをかけることにもつながり、地域の活性化にも通じるからであります。まさに物づくりは人づくり、まちづくりであります。

宮下市長が誕生し、自らの手で予算編成をしたのは昨年からであります。平成21年度予算が今議会に上程されました。私がこの予算を見て率直に感じるのは、宮下カラーがにじみ出ている予算編成であり、評価できる内容であると思うのであります。そして市長は、今議会開会冒頭に平成21年度施政方針を表明いたしました。その中で私が先ほど申し上げた雇用と産業について本市の喫緊の課題は就労の場、雇用の場の創出であるとし、下北のむつ市から日本のむつ市への大計のもと、当市の基幹産業でありすべての産業の基盤ともなり得る第1次産業の拡充を初め、農商工連携による製造業との相乗効果や環境エネルギー、情報産業における新たな芽出しをも促す取り組みについて、新たな歴史の礎を築くための布石となる種を一心不乱にまく思いで戦略的に推し進めていく覚悟でありますと表明いたしました。全く同感であります。地場産業を初め産業全般の育成強化拡大に意を用いた施策の展開に大いに期待しております。

それでは、通告に従い一般質問をいたしますが、市長初め理事者におかれましては、人に優しい住みよい新むつ市のまちづくりの観点からの質問をいたしますので、明快で誠意ある答弁をご期待申し上げます。

質問の第1は、市長の政治姿勢についてであります。第1点目は、公約実現評価と今後の具体的施策についてであります。宮下市長は、合併後初の市長選挙で7つの公約を掲げ、市民との約束をし、厳しい選挙戦を勝ち抜き、新むつ市2代目市長に就任し、間もなく折り返し地点を迎えますが、これまでの間、約束した公約に対する具体的施策に何を掲げ、それに対し、市民からどのような評価を受けていると認識しているのか、また実現した施策がどのような成果を生み、どのような課題を残しているのか、中間点を迎える総括的観点からの自己採点を示していただきたいと思っております。

そして、残された2年間にどのような具体的施策を考えているのか、実現展望も含めお伺いいたします。

第2点目は、新むつ市誕生以降の合併効果について伺います。本年は先ほども申し上げましたが、市制施行50周年と合併5周年を迎えるのでありますが、以前の一般質問でも申し上げましたが、残念ながら今日に至っても、旧町村の市民から、合併したらますます町が寂れた、何のための合併だったのかとの声が消えておりません。そのような声がおでかけ市長室などでも出されていることは市長も直接耳にしているとのことでありますが、満4年を経過し、合併5周年を迎えた本市の将来にとって、今一番大事なのは旧町村の市民を含めた一体感の醸成ではないかと思うのであります。そこで、今後の市政執行に当たり、私は旧町村の住民を含め、市民が合併してよかったと実感できる市政を確立するため、周辺地域を含めた均衡ある発展をどう進め、一体感をどう構築していくか

にあるだろうと認識するのでありますが、市長はこのことをどのように認識しているのかお伺いいたします。

そして、今後の市政執行に当たり、具体的施策があればお示し願います。

第3点目は、風間浦村との合併に対する対応姿勢についてであります。昨年11月に風間浦村村長及び議長より、本市の市長及び議長に対し、合併協議の申し入れがあり、本市議会は法定協議会が設置される前に議会議員の定数及び任期など、議員の身分にかかわる課題について議員懇談会を開催することを決定し、2月13日、双方の議員が一堂に会し、議員懇談会を開催したのでありますが、マスコミ報道にもあるように、風間浦村議会側での合併に対する合意形成がなされていないことが明らかとなり、両議会での合併協議は一たん白紙となり、風間浦村議会は3月4日開催した合併調査特別委員会で解散を決定し、村長はこの議会決定に対し、自治体の長として遺憾の意を述べ、近く合併の必要性について住民説明会をする一方、宮下市長は市としては静観するしかないとの報道がありますが、市長は風間浦村からの合併申し入れをどう受けとめ、どういう姿勢で対応してきたのか。また、議員懇談会の結果、その後の風間浦村議会合併調査特別委員会解散決定を受け、今後の合併協議にどう対応するつもりなのか所信をお聞かせ願います。

次に、行政運営について伺います。第1点目は、大畑、川内庁舎の遊休スペース活用策についてであります。合併以降各分庁舎の業務は、合併前の河川改修による移転改築設計を合併後の職員数に見合った設計に見直しを行い建設した脇野沢庁舎以外の大畑、川内は旧役場庁舎を利用し、空きスペースについては有効活用を検討していると繰り返し述べてきておりますが、今日に至っても有効活用がされていません。私は、旧アークスプラザ

への庁舎移転論議の中で大畑、川内、両庁舎の部の移転を主張し、有効活用を図るべきと主張してまいりましたが、庁舎移転が決定した今日、大畑、川内両庁舎の遊休スペースをそれぞれの地域ニーズを加味し、トータル的な活用方法を考え、地域活性化に資するべきではないかと思うのであります。

そこで伺いますが、この間の検討内容と結果、結果として今日まで活用に至らなかった理由と今後の活用計画を各庁舎別に示していただきたいと思っております。

第2点目は、職員の接遇について伺います。市長初め理事者は、機会あるごとに市民の奉仕者である職員に対し、服務規律などについて指導、監視、教育を行っていると思察するところでありますが、本市は昨年3月、むつ市行政機構改革基本方針を策定いたしました。この行革方針は、平成20年1月に全職員を対象に行ったアンケート調査を踏まえたものであるとのことであり、その結果、多くの職員が市の施策には一貫した姿勢、ビジョンが感じられず、市民のニーズが十分反映されていない、業務効率や事業コストの見直しや人材育成が十分行われていないといった危機感を抱いているとのことであります。ということは、今までの行政執行及び業務運営は上意下達で行われ、まさにトップダウン方式であったのではなかったかと推察いたしますし、仮にそうであったとするならば、職員が仕事に対する意欲がわかないのは当然であり、それが接遇態度にあらわれるのではないのでしょうか。

今回の行革方針は、その反省の上に市民のことを第一に考える組織風土の醸成に努め、自ら考え行動する職員の育成を重視し、部下のやる気を高め、その能力を最大限に発揮させるためのコーチング実施などを掲げていますが、市長は職員の接遇について現状をどのように認識し、課題は何で、

その課題に対しどのような対策、指導を行い、その結果どのような成果が出てきているのか、そして今後の対応策があれば、そのことを含めお示し願いたいと思っております。

第3点目は、指定管理者制度導入について伺います。本市は、合併1年後の平成18年3月に平成17年度から平成21年度までの5カ年間を取り組み期間とした行政改革大綱、集中改革プラン、行政改革実施計画を策定し、実施してきたところでありますが、指定管理については集中改革プランの計画では33施設を新たに指定管理するとなっておりますが、施設によってはもともとその施設の趣旨、目的からして民間運営になじまないものがあると思うのでありますが、現時点での進捗状況と費用対効果の面でのメリットと今後の課題があれば明らかにしていただきたいと思っております。

また、この間の取り組み目標として民間委託の可能性や施設廃止について検討するとしていますが、今後新たに指定管理施設廃止を考えている施設があるのか、あればその内容をご説明願いたいと思っております。

最後の質問は、市道中島9号線上の旧大畑線ガード撤去についてであります。実は、この件について私は今回が3回目の質問であり、しつこいかわかりませんが、合併前からの課題であり、場合によっては事故や災害につながるおそれのある事案でもあることから、今議会でも質問させていただきます。そのようなことから、経緯や現地の実態及び事情については十分承知していると思っておりますので割愛いたしますが、平成18年6月のむつ市議会第188回定例会での質問に対し、ガード両側の橋台を除く中央部分の橋脚が市道用地の真ん中に立っており、不法であるかどうか、法律上の解釈を含め検討するとの答弁をしておりますが、それから3年を経過しようとしている現在まで、何の変化もありません。

宮下市長は、公約の一つに「こどもは地域のたからもの」を掲げています。小学生の登下校時の安全確保上からも鋭意検討し、精力的交渉を重ねてきていると思いますが、その結果と今後の対策を示していただきたいと思います。

以上、3項目について申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 目時議員のご質問にお答えいたします。

まず、選挙における公約について、その成果と課題、そして今後に向けての具体的施策を示せとのご質問であります。平成19年7月の市長選挙において、私は7つの公約を掲げて初当選をさせていただきました。すなわち、「まちづくりの主役は市民のみなさん」、「最少の経費で最大の効果を」、「こどもは地域のたからもの」、「大切なのは地域のきずな」、「公共事業は地域の“いしずえ”」、「むつ市のうまいは日本一」、そして「安心して暮らせる毎日が基本」という7つの項目であります。この7月をもって任期の半ば2年を経過するわけですが、実質的な予算編成を手がけたのが現年度、平成20年度予算からでありますので、継承した部分の拡充も含めて、成果が出始めている部分とそうでない部分もそれなりにあると思っておりますが、私といたしましては、公約の実現に向かって着実に歩を進めているものと認識しております。

初めに、成果と課題についてであります。私の市長としての基本姿勢であります「まちづくりの主役は市民のみなさん」においては、おでかけ市長室や市長への手紙、出前講座など市民に開かれた行政を展開するための施策を打ち出し、これまでに多くの皆様方から行政に対するご要望やご意見などを承るとともに、市の施策や業務等につ

いて直接説明する場を設けてまいりました。

市民の皆様方と直接お話ができるおでかけ市長室は、平成19年度に3回、平成20年度は6回の合計9回開催し、これまでに約300人の皆様のお顔を拝見しながら意見交換をしてまいりました。

市長への手紙に寄せられましたご要望や貴重なご意見に対しては、残念ながら今すぐにはおこたえできないものもございますが、直すべきところは直しながら市政に反映するよう努力してまいったところであります。

「最少の経費で最大の効果を」では、退職者の一部不補充などによる組織のスリム化を図るとともに、物件費の抑制や地理情報システムの構築など、事務の効率化に継続して努めてまいりました。組織のスリム化は、時として職員に負担をかけることとなりますが、創意工夫や連携力等を刺激するきっかけともなり、組織の活性化にもつながるものと期待を込めつつ信じているところであります。

「こどもは地域のたからもの」では、第三田名部小学校の用地取得や実施設計、第一川内小学校の実施設計等を行うとともに、5歳児健康診査の新たな実施、妊婦委託健康診査やスクールサポーター配置事業の拡充等を図ってまいりました。学校建設には多額の費用を要するものの、よりよい教育環境を将来を託す子供たちのために提供していくことは私たちの責務であるとともに、安心して子供を産み育てられるような環境を整備していくことで、人口減少に対する歯どめにつながることを期待するものであります。

「大切なのは地域のきずな」では、外出支援サービス事業や敬老会開催事業を継続するなど、福祉対策の充実に意を用いてまいりましたが、超高齢化社会を迎え、高齢者のみの世帯などもふえる中で、地域としてきずなを深めることによってお互いを支え合うことがより重要になってきたと認

識しております。

「公共事業は地域の“いしずえ”」では、市民からの要望が多い市道の舗装や側溝整備を市内全域で実施するとともに、むつ地区においては関根漁港整備やJR下北駅前広場整備、川内地区においては仲崎地区の消融雪溝整備や宿野部漁港整備、大畑地区においては兎沢、小目名地区の道路整備や除雪ドーザの購入、脇野沢地区においては地域水産物供給基盤整備事業としての脇野沢漁港護岸改良やマリンハウス改修など、地域間の均衡に配慮しつつ、地域経済への寄与にも期待しながら積極的に対応してまいりました。

公共事業につきましては、現下の社会経済情勢にかんがみ、いましばらくは必要な公共投資として積極的に取り組む必要があると考えております。

「むつ市のうまいは日本一」では、市の豊かな農水畜産物の生産拡大や地産地消に向けた取り組みとして脇野沢水産加工センター及びイノシシ畜舎の改修やアワビ稚貝放流事業への補助金、おいしい果実産地振興事業としてブドウ栽培への補助金など、各地区の特色ある資源に対して補助を行ったほか、むつ市のうまいは日本一推進プロジェクト事業として、はんてんやのぼりなどの販売促進活動用品を整備いたしました。むつ市の特産品について、私自身も市内のデパートやスーパーにおいてキャンペーンを展開するとともに、県内外においても広くPRに努め、手ごたえを感じたのも大きな収穫であり、さらなる事業の展開に希望を見出したことも事実であります。

「安心して暮らせる毎日が基本」では、中小企業融資特別保証制度信用保証料負担金や高齢者能力開発事業の運営助成など、脆弱な生産基盤の下支えをしてまいるとともに、災害時においては機動力となる地域の消防団車両の整備などを行ってまいりました。

また、雇用機会の場の確保がむつ市を初めとした下北地域の最大の課題であることから、大学教授や市内の商工農林漁業団体、研究機関、地域に関連する電力会社等、幅広い分野から参画をいただき、下北・むつ市経済産業会議においては産業振興の芽出しを促し、雇用の前進を確実なものとするためにむつ市として取り組む短期的対応策等について取りまとめをいたしました。これらの課題に着実かつ効果的に取り組んでいくことが必要であると考えております。

このように選挙公約である7つの項目に対しては、その実現のために日々努力してまいりましたが、皆様方の目にはどのように映っておりますでしょうか。私に託された後半についても、市民との対話を基本としてこれまで以上の決意で市政運営に努めてまいりたいと考えているところであります。

ご質問にありました今後の具体的施策について、その一端を申し上げますと、おでかけ市長室等につきましては継続して取り組んでまいるとともに、市政だよりの充実等広報広聴機能のさらなる充実にも努め、市民の皆様方がまちづくりの主役であるとの意識を浸透させていくほか、市民協働のまちづくりのあり方について議論を深めてまいりたいと考えております。

また、退職者の一部不補充を継続することにより、組織のより一層のスリム化に取り組んでまいります。職員には、報告、連絡、相談を密にししながら、組織の柔軟性や連携力を引き出すとともに、創意工夫、スピード感を持って仕事に臨むよう督励してまいり所存であります。

宝物である子供たちのために、妊婦健診の充実や生後4カ月までのすべての乳児宅を訪問し、養育環境の把握と子育てを支援する事業に新たに取り組むとともに、第三田名部小学校、第一川内小学校の2つの学校の建築工事に取掛かかります。

川内ふれあいスポーツパーク整備事業においては、多目的広場を整備し、スポーツパークとしての拡充を図るとともに、教育用パソコンの整備等教育環境の充実にもさらに力を入れてまいります。

公共事業につきましては、地域の経済状況に明るい兆しが見えるまでは積極的に取り組む必要があると認識しておりますことから、平成21年度予算においても緑町団地建設事業や各地域における道路側溝などのインフラ整備、水産業振興の基盤となる各漁港の整備等、市民需要の高い公共事業を優先させて取り組むことにより、地域経済の活性化につながることを期待したいと考えております。

第1次産業の振興については、各地域を元気にする源の一つとしてとらえておりますが、その第2段階としてむつ市の応援隊の結成や地産地消運動等に取り組むほか、インターネット活用により各地域で力を入れている特色ある資源を広く地域外へPRし、販路の拡大を図ることによって収益性を高め、日本のむつ市を目指していきたいと考えております。

また、安心安全を基本とする生活が保障されていくよう、中小企業に対する融資や助成に係る制度に対応してまいるとともに、新たに経済部内に産業政策課を設置し、地域企業の連携強化や人材育成などの新たな雇用の芽出しをバックアップする体制を整えます。加えて大畑消防庁舎建設や消防団車両の整備、総合防災ハザードマップの制作や学校耐震化の推進などに努めてまいりたいと考えております。

目時議員におかれましても、私の意図するところを酌んでいただき、今後ともご協力賜りますようお願いを申し上げます。

次に、旧町村が合併してよかったと実感できる市政を確立していくために均衡ある発展をどのよ

うに進めていくか、具体的施策は何かとのご質問であります。時代の流れとしての側面もある少子高齢化の進展や低迷を続ける地域経済情勢を見渡せば、ただちに明るい光を見出すことが困難な時期を迎えております。これは、むつ市に限ったことではなく、全国の各地域においても同じような状況に置かれていると認識しております。

合併してから町が寂れたという声は、一つの要因として、これらの状況が背景にあるかと考えますが、旧むつ市地区も含め各地区がどのような手法をもって地域それぞれの元気を取り戻していくかが私に課せられた大きな課題でもあります。これまでも旧町村地区に対しましては、各地区の状況を考慮しながら各種事業を実施してまいりましたし、平成21年度予算においてもご提案しているものもございます。すなわち、各地区における市道整備を初め川内地区においては第一川内小学校建設など、大畑地区においては大畑消防署建設など、脇野沢地区においては脇野沢消防分署水槽付ポンプ車購入などの事業であります。これらの事業は、合併によるスケールメリットを生かしてなし得ているものと認識するところであり、合併によるプラス面も徐々にではありますが、評価に結びつきつつあると思っております。

私は、市町村合併の性質上、第1次産業を主な生業とする旧町村地区の皆様が元気になっていただくことが合併してよかったという気持ちにつながるものと考えております。このため、先ほどの公約の部分でも触れさせていただきましたが、第1次産業の活性化については、「むつ市のうまいは日本一」の第2ステージにおいて、むつ市の応援隊の結成やむつグルメの配信など、販路拡大や収益性の向上につながる施策について積極的に取り組むとともに、漁港等の基盤整備に努める一方、マダラ、ナマコ等の増養殖事業への支援、下北ワインのブドウ作付面積拡大への支援等を行い、生

産性及び付加価値の向上に努めることによって旧町村地区の市民が合併効果を実感できるまでに努力してまいりたいと考えております。

また、むつ下北地域全体の課題でもある雇用の創出に向けた取り組みとして、エネルギー関連産業と地元企業との連携をバックアップするシステムづくりや企業誘致に向けたトップセールスを行うことにより、雇用創出の足がかりを築き、地域全体の活性化につなげてまいることも重要な施策の一つであると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、風間浦村との合併に対する対応姿勢はいかにというご質問にお答えいたします。昨年11月の風間浦村からの正式な合併協議の申し入れ以前は、事務レベルで数回打ち合わせや勉強会を開いていた経緯がありますが、その後は議員同士の話し合いの動向を見守る形で事務レベルでの折衝等は一切行っていない状況にあります。風間浦村長と議会の議員の方々から申し入れがあった場で、私は4市町村の合併時の産みの苦しきも合併後の悩みも経験しつつ、下北は一つという思いがあること、ただし前回合併できなかった原因をしっかりと検証し、今回懸念する必要はないのかを見きわめる必要があることとお話しし、最終的には議会の意向に大きくかかわることを申し述べております。

先日の議員懇談会がそのような結果に終わり、風間浦村議会の合併調査特別委員会も3月4日で解散しております。私といたしましても、文書での正式回答はいたしておりませんが、合併に向けた村民全体の意識の高揚と議員の意見の集約が大前提でありますので、それが何らかの形で確認され、再び申し入れがあるまでは当市側から合併に係る何らかの行動を起こすことはないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、行政運営についてのご質問にお答えいた

します。まず、ご質問の第1点目、大畑庁舎、川内庁舎の遊休スペースの活用策を示せについてであります。近年国では、行政財産の遊休スペースの積極的活用を図るべく地方自治法の改正に踏み切っているところでありますが、市としてもできるだけ早く一括して公有財産の効率的な管理と活用を図るファシリティーマネジメントの手法を導入し、今ある既存施設の有効活用を図っていくべきと考えているところであります。

議員ご指摘の分庁舎の空きスペースの活用につきましても同様に、セキュリティーの問題はありますものの、できる限り有効活用を図りたいものと考えてきたところでありますが、川内庁舎につきましては、施設が新しく快適でありますことから、一部を社会福祉協議会川内支所及び川内町土地改良区の事務所としてご活用いただいているところでありますが、大畑庁舎につきましては、議員ご存じのように老朽化が著しく、3階部分は雨漏り等で一部を埋蔵文化財の保管場所に利用しておりますものの、現状では他の空きスペースを恒常的に使用することは難しく、大規模改修か建て替えかの判断に迫られている状況にあります。しかしながら、大畑地区におきましては、ほかにも建て替えが迫られる施設が多く苦慮している状況にあり、来年度ようやく消防庁舎の改築に着手することといたしたところでありますが、庁舎につきましては、いましばらくの猶予をいただき、大規模改修か改築かを判断してまいりたいと考えておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

次に、行政運営についてのご質問の第2点目、職員の待遇についてお答えいたします。目時議員お示しのむつ市行政機構改革基本方針は、組織のスリム化が迫られる中、質の高い効率的な当市の新たな行政経営基盤を構築するための基本的な方向性を示し、その実現に向けた職員一人一人の意識改革を促すことを目的として策定されたもので

ありますが、その人材育成プランの策定の中で市民第一主義思想の醸成として接遇の研修をうたっているところでもあります。

職員の接遇につきましては、市長への手紙を初め市民の皆様にはいろいろとご意見をいただいているところではありますが、その中ではお褒めの言葉もいただいておりますものの、残念ながらおしかりや接遇の向上を望む市民の声も多々あるのが実情であります。

このおしかりや接遇の向上を望まれるご意見の根底には、業務の基本となる専門知識の不足に起因しているケースも見受けられるようであります。市長への手紙に限らず、このような改善すべき事態を聞き及んだ場合、私は全職員に対し、常に市民目線に立って業務を遂行するよう機会あるごとに庁内LAN等を通して注意を喚起しているところでもあります。

このような状況を踏まえ、接遇に関するより多くの研修機会を与えるべく、平成20年度においては講師を招いてのコミュニケーション研修や青森県及び民間団体で実施しておりますコーチング技法養成研修、新入社員セミナーに職員を参加させております。しかしながら、このような研修に参加できる人数には限度があることから、今後は各種研修に参加した職員を内部講師として活用する手法も検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、私どもはいつも市民の批判の目にさらされていると言っても過言ではありません。常日ごろから自らを律する心構えが大事であります。一方では、今後ますますスリム化される組織の中でますます職員個々人の力が大事になってまいります。能力の向上、モチベーションの向上が求められることは言うまでもありませんが、同時に公務員の本旨であります市民サービスの向上、市民福祉の向上を念頭に置かなければなりません。それには、まず市民に対する温か

な対応が基本であろうと考えております。その点職員には、常に基本に立ち返って常日ごろよりあいさつの励行、目配り、気配りに努めるなど、市民目線に立った対応を心がけるよう督励してまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度についてのご質問にお答えいたします。平成17年度を初年度とする第4次行政改革大綱は、平成21年度が計画の最終年度となります。指定管理者制度の導入は、当初計画以上に進展しておりまして、平成21年4月段階では56施設となり、これは条例規定されております181の公の施設の約31%ということになります。その導入効果につきましては、本年6月以降となりますが、平成20年度の事業実績報告時から施設の運営状況に対する指定管理者自身と所管課の両者による評価を実施し、指定管理者制度と個々の施設の運営状況の透明度を高める意味から、その評価内容を市のホームページ等で公表していきたいと考えております。

民間のノウハウを生かして市民の利便性を高める方向で施設運営がなされているかというソフト的な成果判断は、その評価結果を待つこととして、費用対効果の面のデータを申し上げますと、指定管理者とする前と比較して、平成19年度、単年度実績で7,015万4,000円の削減効果となっております。これは、主に人件費の減によるものです。当市の場合、指定管理者制度は導入から満3年を迎え、来年度からは2期目となる指定管理者も出てきます。施設の単なる維持管理という面にマンネリ的に甘んずることなく、施設本来の設置目的達成のためのたゆまぬ努力を継続し、新規の利用者を発掘し、リピーターを確保して利用者のさらなる増につなげていけるかは指定管理者の努力だけでなく、行政機関の適切な指導に大きくかかわることありますので、まさに指定管理者制度の真価がこれまで以上に問われることになろうと考え

ております。

そういう意味で、前述いたしました評価制度を取り入れ、行政と指定管理者のオープンな関係を良好に保ちながら、いわば官と民の協働体制の中で地域活動の活性化を図っていくことが今後さらに求められてくるものと認識しております。

これからの指定管理者制度の導入施設につきましては、市長部局では直営または業務委託していた大きな施設は大部分指定管理者に移行し終了したものと考えておまして、今後は県内でも導入する動きが出てきました図書館、公民館等の教育施設や県の支援が平成22年度で切れる下北自然の家への指定管理者制度の導入を検討してまいりたいと考えておりますが、ともに使用料等で収益を上げることを目的とする施設ではなく、教育、文化向上のための市民とつながりの深い施設でありますので、経費削減という要素のみにとらわれることなく、行政がやるべきことと民間ができることの見きわめと調整を図りながら十分な検討を加えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、中島9号線の改良整備についてのご質問にお答えいたします。旧大畑線ガード撤去の検討結果と今後の対策についてであります。平成18年6月のむつ市議会第188回定例会においてガード中央部分の橋脚が市の道路用地に立っていることについて、不法かどうかも含め検討するとして市長答弁の結果につきましては、今後とも法的措置を含め、さらに検討を加えてまいります。

旧大畑線においては、下北交通株式会社及び民間会社と旧国鉄清算事業団との間で係争状態となっているため、係争の推移を見守りながら慎重に対応しているところありますので、ご理解願いたいと存じます。

なお、今後の対策につきましても、検討結果を待って対策を講じたいと考えております。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） ありがとうございます。再質問をさせていただきたいと思います。7つの公約全体についてのやりとりは、時間の関係からできないかと思いますが、絞って何点か質問をさせていただきたいと思います。

1つは、公約の一つに先ほどの答弁の中でも触れている「こどもは地域のたからもの」と、こういふことで、私の理解としては教育プランの中で5年間の計画が策定され、具体的には第三田名部小学校改築の部分についてとか川内の小学校があるわけでありますが、大きな特徴的な部分としては、私なりに理解するのは小中一貫教育だろうと、このように理解をしています。その中でこの教育プランを見たときに、市内の小・中学校を3つのグループに分けて、そして将来的な構想の中では併設型、連携型、連携併設型と、こういうようなことで、その具体的な実施として今回の川内の小・中学校の併設型の小中一貫教育と、こういうことだろうという理解をしているわけでありますが、今後市内全体に小中の一貫教育を広めていくに当たって、この川内の小中併設一貫教育について、川内地区の住民の方々、PTAも含めた合意形成がなされているのかどうか、多分教育委員会の所管だと思っておりますが、お聞きをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、教育プランのことでございますけれども、今申し上げましたように、連携型あるいはまた併設型ということですが、市内には中学校が9つございます。そういうことで、中学校を中心とした形のブロックといいたいまいしょうか、そういうことでございますから、9ブロックあるということでございます。その中で今おっしゃる併設型

が3つ、それから連携型と申しましょうか、学校が一体化していない、離れているけれども、現在のままでの連携をするというのは6つということでございます。

あともう一つは、川内の中での合意形成がなされたかというふうなことでございますが、数回にわたりまして、夕方からではございますけれども、会合を開きまして、いろいろご質問等にお答えしてきたところでございます。正確には3回だと思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 関連するわけでありまして、この教育プランの中で、これまでも子供の教育の部分については、市としてスクールサポーターを独自に学校に配置をしながら教育の向上に努めているわけでありまして。この一貫教育の中で小学校の部分についても、教科担任制というようなことも将来的な計画として出されています。現状そういうようなことになった場合に、教職員の皆さんが現状の中でも大変忙しいというような状況が、このことによって大変になってくるのではないのかなという思いをするわけでありまして。そこで、今後の検討に当たって、市独自のというか、教職員の増員という部分についても検討のエリアの中に入っているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） お話を絞って申し上げますけれども、いろいろ連携あるいは一貫教育に当たっての構想はあるわけでございますが、今教科担任云々と制度のことがございましたけれども、小学校と中学校を、やはりある一部分につきましては乗り入れしまして、小学校の部分と中学校の部分、段差をできるだけ小さくしていきたいものだと、こんなふうに思っているわけでございます。

すべての教員とかというのではなくて、できる範囲内、例えば中学校の英語の先生が小学校に行って5、6年生に教えるとかというふうなことで、ある程度の部分から始めていきたいなと、こんなふうを考えております。ただ、今議員から出ました独自の教員を増にしたらどうかというふうなことでございますが、理想的にはいいのかもしれませんが、現実的にはなかなかこれは無理でございますので、現有勢力の中で努力をしていきたいと、こんなふうと考えてございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 次に、先ほどの市長答弁の中での、特に地域ブランドというか、「むつ市のうまいは日本一」、大変に市民の皆さんも含めて広まってきているなという思いをしているところであります。そこで、これまでの同僚議員の指摘もあるわけでありまして、私も先ほどの答弁の中で地元での消費とかネット販売とか応援隊、販路、販売が、こういうことを進めていくことによって広まる要素がすごく強いのではないかという思いをしています。

今の海峡サーモンなり脇野沢のイノシシとか、先般常任委員会でも視察をさせていただきましたが、川内の下北ワインとか、一球入魂かぼちゃとか、ブランド品がいろいろあるわけですね。それが将来的に販売に生産が伴っていかなければ、お客さんにまたこれ悪評が行くという、この心配もするわけでありまして。そういうような面で、事業の拡大、注文に合わせて生産供給ができる体制をつくるに当たって、当然事業の拡大をしていく場合に資金的な問題、補償の問題等々あるかと思いますが、それについて今後市としての支援策等について、先ほどの市長答弁の中でも若干触れているわけでありまして、再度確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長(宮下順一郎) 今日時議員お話しのとおり、例えばネット販売をしたときに一球入魂かぼちゃ、非常にこれはおいしいカボチャでございまして、私もカボチャを食べたことなかったのですけれども、嫌いでした。「むつ市のうまいは日本一」と標榜しているおまえが食べないでどうするかと。食べてみました。そうしたら、こんなに甘くておいしいものがあるとは思いませんでした。やはりそういうふうな隠れたもの、これをやはり全国にアピールしていかなければいけない。しかしながら、それをネットに乗せて、お客さんがいっぱいネットの中に入ってきて販売をすると、今度は生産量の部分、今ご指摘のとおり、そういうところの需要と供給は非常にバランスを考えた中で販売もしていかなければいけないし、生産もしていかなければいけない。また、生産し過ぎて市場にあふれてくると、商品価値がまた下がってくる。商品が少ないと価格が上がってさまざまな部分で障害がまた起きてくると。そういうふうなところ、これから産業政策課、今新年度から設置をされます。その中でも十分検討させていかなければいけませんし、また昨年私もこういうふうな体制が、やはり今議員ご指摘のようなところ、懸念がありましたので、漁協関係者とお話をさせていただきまして、例えば得意な分野、そしてまた時期のふけさめがあるわけでございます。そういうところを埋め合わせて通年的に販売できるネットワーク、横の連携を、合併をするというふうなことではなくて、横の連携を緊密にとってネットの中で販売していく手法、そういうものも検討していただきたいということをお話をさせていただいております。ですから、これは組織が1つではなくても、2つ、3つになっても、その部分、横の連携をとり合って下北のブランドを売っていくと、下北の商品、むつ市の商品を売っていくというネットワークづくり、これもまた大事なことであろう

と、このように思います。

また、ブランドについては、よく私中央でお話を聞くのは、むつブランドなのか下北ブランドなのか、そういうふうなことをよく言われます。ですから、その統一、なかなか難しい課題があるのかなと思います。そういうものもこれから十分時間をかけて検討していかなければいけない。下北半島ですから、下北で売っていけばいいというふうな非常に大きなテーマがありますけれども、例えば下北の何々村の牛肉だとか、そこまで分けて、枝葉で分けてブランド力を増すことができるのかどうか、そういうものもひっくるめまして十分検討を重ねてブランドの確立、ブランド力をつけてもらうように行政としてもサポートをしていきたいと、このように思っております。

○議長(村中徹也) 4番。

○4番(目時睦男) 今の市長の答弁で、大変だと思いますが、頑張っていたきたいなと思います。

次に移りますが、職員の接遇の部分についてであります。私の経験ですが、実は、所用があって県庁に行った際に、その部屋の担当がどの人でどこにいるのかというのがわからなかったものから、入ってすぐの職員に「この担当の方にお会いしたいのですが」と言ったら、その職員がすぐに立って、私を用事のある職員のところまで連れていって、そしてイスを差し向けていただいて、そして打ち合わせをさせていただきました。当然対応してくれた職員の方々についても、言葉遣いから私すごく好感を持ちました。

本市の職員がそれやっていないということを一概には私は指摘をするのでないのではありませんが、市民の方々、よく我々も耳にするのは、極端な言い方ですが、あぐらかいて、我々行っても、何の用事で来たというような雰囲気だということをよく言われます。例えば窓口で市民の方が赴いたときに、立って「いらっしゃいませ」まで言ってく

ればすごく感情的にいいかと思うのですが、要はそういう接遇の仕方というか、こういう点で大変市民の皆さんに好感を持たれるか持たれないかの、その最初の部分だろうと思うのであります。そういう面で、具体的に内部の仕事に対する指導の中心になっているのは副市長だと思いますが、副市長の自らの思いも含めて今後の職員に対する指導をお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 接遇の部分で県庁での出来事をお話しいただきまして、その部分では元県庁職員であります副市長のほうが今後職員に対しての指導等はきめ細やかにやっていくと、私としてもやってもらおうと、このように思います。

むつ市の場合どうなのかと。県庁の例がございましたので、私先般脇野沢地区だったでしょうか、おでかけ市長室の中でのケースをちょっとご報告をしておきたいと思えます。あのときは、十数名の市民の方がおでかけ市長室に出席をしていただきましてお話をいただきました。そのとき、「いや、市長さん、市長さん、市役所の窓口に行ったら、玄関入ったら、ちょっとその表示を見てたら、すぐ女の子が駆けつけてくれて、お父さん、お父さん、どっちに行くんですか、何のご用事ですか」と、こういうふうなお話をさせていただきました。今ほど目時議員、県庁での例を挙げましたので、私はあえてむつ市本庁舎の例を挙げさせていただきました。

そういうふうに非常に最近、おでかけ市長室、また市長への手紙の中で、市職員の対応がよくなった、電話をかけると何々課の何々ですと名前まで名乗るようになった、そういうところまで少しずつだけれども、変わってきている。しかしながら、今目時議員お話しのように、決してお褒めの言葉だけではなくて、非難を、また注意をされるというふうな声も届いているのもしかりでござい

ます。そのような声がなくなるように、私は常に職員に対して、そのような私へのメールだとか市長への手紙だとか、そういう指摘があった場合には、先ほど壇上でも申し上げましたように、全庁LANで職員に対して気をつけようというお話を伝えております。

また、つい二、三日前にも、ちょっとしたメールが届きました。その部分につきましても、今後全庁LANの中で職員の職務についての部分で指摘がありましたので、そういうふうなこと一つ一つ私は職員に伝え、そして精励を願っていると、こういうふうに思いますので、議員もし何かそういう部分で職員の対応等、あぐらをかいているというふうな態度自体私は非難されるものであり、しっかりとあいさつをして対応するようにと。今玄関から入って市民課の窓口、私用でこの前行きましたら、私だったからそうなのか、そうであってはいけません。市民の皆様方に「いらっしゃい」、「おはようございます」、「ご苦労さまです」、立ち上がって声をかけるような雰囲気、そういうふうな土壌になってきたということ、少しずつ進んできたという土壌になったということはお伝えをさせていただきたいと。もし今後そういうふうな接遇の部分でご不快な点がありましたら、お申し出をいただければ、私自ら注意に向かっていますと、このように思います。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） もう時間でありますから、最後要望して質問を終わりたいと思えます。最後の中島9号線、3回目の質問させていただいたのですが、今回も同じような答弁であります。所有者、前所有者との係争問題、未解決というようなことで踏み込めないというか、ただ一方で私が聞いているのでは、この所有者と市の事業との関係の中に相談している案件がそのほかにも結構あると。これも未解決というか、進んでいない状況がある

というようなことでも聞き及んでいます。そういうようなことで、私は行政のほうでの法的な部分はわかりてありますが、事業者に対しての市長自らの相談というか、協議というか、そういう点も含めて速やかな解決に向かっていただきたいということ要望しながら一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、目時睦男議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月14日及び15日は休日のため休会とし、3月16日は野呂泰喜議員、工藤孝夫議員、澤藤一雄議員、新谷泰造議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時32分 散会